
平成31年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第5日)

平成31年3月14日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成31年3月14日 午前8時59分開議

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
 2. 桑原 三平 議員
 3. 庭田 英明 議員
 4. 大庭 澄人 議員
 5. 三浦 浩明 議員
 6. 河村由美子 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
 2. 桑原 三平 議員
 3. 庭田 英明 議員
 4. 大庭 澄人 議員
 5. 三浦 浩明 議員
 6. 河村由美子 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松蔭 茂君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	栩木 昭典君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前 8 時 59 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1 番目の通告者、3 番、桜下議員の発言を許します。3 番、桜下議員。

○議員（3 番 桜下 善博君） 3 番、桜下でございます。改めて、おはようございます。一般質問のトップバッターということで質問をさせていただきます。

私は、昨年の秋に教育長が変わられたということで、昨年の 12 月議会で新教育長に一般質問の通告をしておりましたが、時間の都合で全くできませんでしたので、今回はその 12 月議会でする予定の一般質問をさせていただきます。教育長、よろしくお願いします。

まず、1 番目ですが、吉賀町教育振興計画並びに吉賀町活力ある学校づくりビジョン 2020 という計画が現在進行中ではありますが、このことの検証について質問をさせていただきます。

吉賀町教育振興計画は、平成 28 年の 4 月より、また略しまして、活力あるビジョン 2020 につきましても、平成 28 年の 1 月から計画が実行されておまして、向こう 5 年間の計画であります。ほぼどちらとも 3 年が経過いたしました。この 2 つとも 5 年を期間で、その後、検証、見直しをするということで、このたび今議会、推進協議会の設置条例というのが上程されておま

す。

そこで質問なのですが、既に3年を過ぎましたので、私はなぜ5年なのかと、今さらという感がありますが、この計画の中には学力の問題とか、あるいはいじめの問題とか、また本当に重要な課題を掲げた計画になっておりまして、5年で見直すということなのですが、私は既に3年を経過しましたので、このあたりで中期といいたいまいしょうか、検証を一度すべきであると思っておりますので、質問をさせていただきました。

3年経過しましたので、今から4年目に入りますが、この間にしっかり検証して、次の5年間に結びつけるというのが私の考えでありまして、5年ではちょっと長いような気がしますので、5年と言わずに、この中期の3年目が終わったあたりで検証をすべきではないかということ、まず教育長に先にお伺いします。あと両方の計画の中身につきまして、いろいろ細かく質問をさせていただきますが、まず3年過ぎた中期で検証をするべきではないかということにつきまして、まずはお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） それでは、桜下議員からの質問でございます教育振興計画についてということでございます。

ただいまの御質問については、計画期間5カ年のうち、3年経過した時点で検証をしてはということでございます。

先ほど御質問の中にありました吉賀町活力ある学校づくりビジョン2020でございます。これにつきましては、平成27年の10月に策定をされておりまして、翌年の28年の1月からの5年間ということで、計画期間が書いてございます。

それで、吉賀町教育振興計画につきましては、平成28年の3月に策定をされておりまして、実施期間は平成28年4月から平成33年3月までの5年間ということでございまして、5年後には見直しを行うということにしております。

吉賀町教育振興計画を策定するときは、この吉賀町活力ある学校づくりビジョン2020そのものの内容を踏襲して、吉賀町教育振興計画を策定したというふうに理解をしておるところでございます。

吉賀町教育振興計画の計画書の中にもうたわれておりますけれども、本来ならば、吉賀町教育振興計画推進協議会を計画の当初でありますところから早期に設置をして、計画の進捗状況を把握し、検証すべきだったと思っておりますけれども、現在のところ、その協議会が設置をされておられません。

そういう状況の中、昨年4月、平成30年の4月に、教育委員会、当時、私、教育次長をしてございましたけれども、教育委員会の事務局会議において、教育振興計画の進捗状況の把握と指

導・助言する組織の設立について、担当者に指示をしたところでございます。

現在、事務局内で教育振興計画の進捗状況につきまして把握を進めているところでございまして、今3月の定例議会において、吉賀町教育振興計画推進協議会の設置条例の議案も提案をさせていただいております。

議決を今回いただきましたら、平成31年度から協議会を設置し、計画の進捗状況を検証しながら、さらなる計画の推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今の教育長の答弁で、この中期で見直すことはしないということがよくわかりましたが、私は検証すべきだと思っております。

先ほど教育長より出ましたが、このたびの本議会で教育振興計画推進協議会の設置条例というのが上程されておりますが、先日の本会議の中でも私は教育長に質問をさせていただきましたが、この条例の第2条に、吉賀町教育振興計画の進捗状況の把握並びに見直しに対する指導及び助言に関することというふうに第2条でうたっております。その中で、私は、この計画の中に、学校の配置及び、後でまた学校の施設整備につきましては詳しく質問をさせていただきますが、この学校の配置につきまして、この計画の中には、吉賀町は小規模校が多くありますが、拙速な統廃合は行いません。小学校においては、原則として、全ての学校を存続させます。

一方、中学校においては、全てが存続できるように行政は努力しますが、学校、地域等にもそれぞれの立場で努力してもらうように働きかけます。ただし、極小規模校については、その弊害も言われており、学校、保護者、地域、行政がしっかり協議を重ね、結論を出しますということが、この教育振興計画の中の学校配置ということですが、この学校の配置についても、検証、把握並びに見直しをするのかというふうに本会議で質問をさせていただきましたが、教育長は、これに関しては対象外、ちょっと言葉は悪いんですが、この学校の配置については、進捗状況の把握並びに見直しには入っていないということを言われました。

なぜこの条例に「把握並びに見直しに対する指導及び助言」ということが明記されておるのに、この計画の中にも「学校の配置」というのがしっかりとっております。私は、学校の統廃合をどうかというよりも、この計画にのっている以上は、この条例の中にも「進捗状況の把握並びに見直し」ということが明記されておりますので、この学校の配置についても、5年後の検証ということなんですが、検証をすべきだと思うんですが、教育長は先日この分については対象外というふうに言われましたが、その理由をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） ちょっと私の答弁の全てを今、記憶をしておりませんが、答弁の仕方も悪かったのかもしれませんが、学校の統廃合について、検証とか見直しの対象外とい

うつもりは毛頭ございません。

御承知のように、この教育振興計画の中には、5年で見直しをするということは、当然5年間の計画ですので、書かれておりますし、途中でも必要があれば見直しをするということが当然書かれております。

したがいまして、来年度、協議会を設置して検証をする中で、そういった全ての項目に関して見直したほうが良いというような御意見とか指導があれば、当然それは検討の余地はあるというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 私の聞き違いだったかも知れませんが、そういうふうに理解をしておりましたので、この学校の配置については、協議会では検証をされない、見直しの対象にならないというふうに私は感じたものですから、このたび、教育長済みません、通告はしていませんでしたが、急遽質問をさせていただきました。

今の学校の配置について、いろいろる述べられておりますが、このことにつきましても、協議会の検証の対象になるということをはっきりお聞きしましたので、よろしく願います。

それでは、本来の質問に入りますが、教育振興計画の重点目標は、活力ある学校づくり、サクラムプロジェクトの推進、地域を支える人づくりというのが、振興計画の主な重点目標であります。

一方で、活力ある学校づくりビジョン2020の重点目標ですが、1番に、確かな学力の定着と向上、2番に、地域環境を生かした豊かな心の育成、3番に、食育を軸とした健やかな体づくり、4番に、特別支援教育の充実ということが、それぞれ重点目標が掲げられておまして、聞いていただいたらわかるんですけど、重複しているところも多々ありまして、この計画書を見ましても、本当に重複をしている部分がたくさんあります。そのことはお互いの計画書にも書かれておりますが、なかなか、恐らく協議会のメンバーも同じような方がなられると思います。もう少しすみ分けといいでしょうか、私はすべきではなかったかと思えます。

それでは、具体的にこの中で、お互いにも言われています学力について、具体的に質問をさせていただきます。

学力につきましては、島根県の学力が全国の中でも低いというふうに言われております。その低い島根県の中でも、また吉賀町は特に学力が、小学校、中学校の成績が低下している、低いと言われておりました。私が議員になったときも、そのことは言われておりました。

ということで、私は、平成27年の4回目の定例会のときに、当時の教育長に、吉賀町の学力が低い低いと実際に言われておりますが、実際にはどうなんだということをこの一般質問でさせていただきます。恐らく教育長は、言葉を濁して答弁されると思っておりましたが。

ところが、私もびっくりしたんですが、はっきりと成績を言われました。教育長は一般質問の回答で言われましたので、私は改めてそのときの答弁をここで述べますが、平成26年度の島根県学力調査によりますと、小学校3年生から6年生までが受けた10科目中、5科目で県下最下位、2科目が最下位から2番目、いわゆる通常ゴルフでいえばブービー、そして、もう1科目は最下位から3番目ということを書べられました。中学校では、12科目中、6科目が最下位、1科目が最下位から2番目という結果でありますということ、前教育長はこの一般質問のとき、はっきりと書べられました。私は、正直に言うだけで本当にうれしかったというか、現実を認識したわけなんです、この振興計画の中にも学力の向上ということが喫緊の課題ということで書べられておりますが。

教育長に改めてお伺いしますが、もう既に3年、4年経過しております、この振興計画の中にもうたわれておりますが、現在、毎年学力テストというのが行われておると思うんですが、現在の吉賀町の小学校、中学校の学力について、具体的にもしわかれば、どのぐらいの成績なのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 学力についての御質問でございますけども、その前に、ちょっと前段で言われました活力ある学校づくりビジョン2020と吉賀町教育振興計画の重点目標についてなんですけども、先ほども申し上げましたけども、教育振興計画については、その学校づくりビジョン2020に基づいてつくったものなので、それぞれがやっぱり整合性を持っております。

したがいまして、今の時点で、後でできている吉賀町教育振興計画のほうに重きを置いて今対応していきたいというふうに思っているところでございます、来年度に設立したいという協議会も、それに基づいてやるものであるというふうに御理解をいただければと思います。

それから、学力についての御質問でございますけども、担当者にちょっと聞いたんですけども、県下の明確な順位につきましては、どうもわかりません。それで、平均点との比較で、この教育振興計画の中にも具体的な目標の指標の数値を挙げておりますので、それでちょっと比較するというふうに聞いていただければと思います。

それで、その目標については、一応平均を目標とするということでもありますけども、一番新しい平成30年度の学力調査のデータで言いますと、小学校6年生の国語で県平均よりプラス4.3点、それから算数でプラス0.6点、要するに、国語と算数ですけども、小学校6年の、これでは平均を上回っているということです。

それから、中学校2年生ですけども、これにつきましては、国語でマイナス1.9点、数学でマイナス6.9点、英語でマイナス0.1点となっています。学力調査をそれぞれの学年で、国、県、それから町単独でもやっておりますので、それぞれのデータは持っておりますけど、ここで

は全てを申し述べられませんけども、そういった状況です。

ちなみに、先ほどのデータを同じ平成29年度のときはどうだったかという、全てにおいて県平均を下回っていたという状況でございます。

これにつきましては、例えば、小学校6年生で今データを言いましたけども、それで比較するということは、ことしの6年生、去年の6年生、その前の6年生という形で出てきますんで、要は、属人的にいうと、生徒は変わっているわけです。だから、それでよくできる学年というか、その年層というか、それもあるし、やっぱり年によってそのばらつきがあるというのはあるんで、それぞれの年でどうかという、なかなかそれが一概に学力向上の取り組みの成果が出ているかどうかというのを判断するのは、なかなかちょっと難しいのかなと思います。たまたまその年の6年生がいい子が集まっているということもあろうかと思うんですけど。

ただ、それだけでもございませぬし、指導の結果とか、そういうのもやっぱり影響はあるとは思いますが、そういったところで考えていただければいいかと思います。

あと学力向上の中の指標でいえば、授業以外で平日に1時間以上勉強する児童生徒の割合がどのくらいあるかというのも、教育振興計画の中で目標設定をしております、そのデータでいくと、30年度の調査では、小学校6年生で授業以外でということなので、家に帰ってということがほとんどだろうと思いますけども、1時間以上勉強する児童生徒は、小学校6年生で60.7%、中学校2年生で56%ということになっています。目標は80%だったと思いますけど、そういったところで推移をしているということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 順位はわからないということでありましたが、私は、順位にこだわるわけじゃないんですが、こういうふうな吉賀町の成績が非常に低いんだということは、26年度で言われている以上は、あれだけ教育委員会もいろいろ対策を講じられてやったと思うんですが、実際のところ、今現在どのくらいまで吉賀町の順位が上がったということを示していただくと、非常に皆さんも成果がわかるということで思ったんですが、県のほうが何番目かということと言えないということは、公表しないということは、永遠にわからないということは、この前教育長が言われた順位が残ることになりますので、私は、ぜひ県の教育委員会にも確認をして、吉賀町の不名誉な順位が残らんように、私は公開をしていただければありがたいと思うんですが、県が公表しないということでわからないということで、これはいたし方ないと思うんですが、それはそれで置かせて。

その当時、教育長は、この学力低下の一番の原因は、学校における学習については、これはもう一律に当たり前だと。一にも二にも家庭学習の時間が少ないんだと、そのことが吉賀町の学力低下の一番の原因であるということをおのこの議会でも言われました。

それで、学習支援員をふやしたらどうか、あるいは中学校のサタデースクールを開いたらどうかとかという、いろんなことを講じられましたが、改めてお聞きしますが、学力低下を考えまして、教育委員会ではどういう対策を既に打たれているのか、今、実行されているのかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 教育委員会が今取り組んでいる具体的な方策についての御質問でございます。

教育振興計画の中で、学力の定着と向上の方策として、学習意欲の向上、それから基礎・基本の定着、ICT教育の推進と学校図書館の充実、家庭学習と読書の習慣化の4点を挙げております。

教育委員会の中で、今、学力向上の具体的な取り組みとしては、学力向上取り組み支援チームを立ち上げまして、どの子ども安心して学べる授業づくりを推進し、各学校で学力向上取り組み充実シートというものを作成していただきまして、取り組みの充実のために、PDCAサイクルにより計画的、組織的に学力向上の取り組みを推進をしております。

学校で作成していただきましたシートによりまして、年2回、各校長からヒアリングを実施し、また児童生徒にはアンケートを実施するなどしております。教育委員会内に2名の学習支援コーディネーターを配置しておりまして、学校と連携しながら「よしか塾」を開設し、先ほど議員の質問にありましたサタデースクール等もその取り組みなんですけれども、学習習慣の定着などに取り組んでおります。

よしか塾で取り組む内容には、先ほど申しあげました児童生徒からのアンケート等も参考にしながら、どういった取り組みをしたらいいかというようなことも考えております。

平成31年度からは、地域おこし協力隊により1名増員をして、よしか塾の取り組みを充実していきたいというふうにも思っております。

また、学校図書館ですけれども、これにつきましては、司書やボランティアを現在配置して読書の推進を図っております。平成31年度からは、今回予算にも上げさせていただいておりますけれども、県の補助金等もいただきながら、全校に司書を配置するように予算計上をさせていただいております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 先ほど指数のことを言われましたが、中学校はいずれも目標値がプラス・マイナスゼロ以上というふうに目標値が設定されております。最終年度の平成32年度にはそういう目標を達成するようというところで、指数を出されておりますが、今の報告では、中学校の場合はいずれもマイナスということで、目標値に達していないということで、ぜひ、先

ほどいろんな対策を講じておられますが、目標値が達成できるように、平成32年には中学校の国語、数学におきましても、プラス・マイナスゼロ以上になるように、なお一層の努力をよろしくお願いします。

それでは、次に移りますが、ちょっと時間の都合で、教育長、人数だけ御回答をお願いします。

振興計画の中に人権同和教育の推進というのがあります。これは、いわゆるハンセン病の療養所との交流のことがうたわれておりますが、つまりハンセン病というのは、昔でいえばらい病ということで、人に感染をするということで、人里の離れたところに隔離されたりとか、本当にこの病気になられている方は、謂れの無い偏見とか差別で苦しんでおられた、本当に全国的に非常につらい事件といいたいまいしょうか、そういうことがありました。

そのハンセン病の療養所との交流ということで、岡山県の多分、瀬戸市の長島愛生園あるいは邑久光明園との交流と思うんですが、これも少ない人数ということでありますが、計画では大幅な交流をするということで目標を定められておりますが、この交流の人数について、人数だけよろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 計画書の人権教育の推進の中で、中高生とハンセン病療養所の入所者との交流ということでございます。

数値目標は、5年間で100人ということになっておりますけども、実績といたしましては、平成28年度が14人、それから平成29年度、30年度はそれぞれ19人ということになっております。これは中高生のことですけど。

ハンセン病療養所の入所者との交流については、教員や地域住民の方、それから教育委員会の職員等も毎年参加しております。せんだつても町長も行かれて表敬訪問をされておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 目標値よりちょっと少ないように思いますが、これも一生懸命、人権同和教育の推進ということでしっかり進めていただきたいと思っております。

次に、いじめにつきまして質問をさせていただきます。

また最近、特にマスコミ報道でいじめにつきまして、自死が多いとか、にわかには裁判の問題とか、最近になって一時ちょっとおさまっておりましたが、ここ、またこのいじめに関する報道が多くされております。

私、決算審査特別委員会の中でも、町内のいじめの状況につきまして、何度もヒアリングでお聞きしましたが、その中で特に思っておりましたのは、たしか去年のヒアリングだったと思うんですが、件数が吉賀町の場合はふえておりました。

ところで、件数はふえているんですが、答弁では、特に重要なというんですか、大きい問題のいじめではないので、学校段階の中で、あるいは担任の段階で全て解決できるというふうないじめだということ、たしか述べられたと思いますが。

私は、いじめにつきましては、大きい小さいもないと思っております。本当にいじめを受けているのは、周りが大きい小さいと言うだけで、本人にとりまして、また保護者にとりましては、非常に人権的な深刻な問題だと捉えております。

そこで質問をさせていただきますが、一番最近の数値で結構ですから、このいじめにつきまして、吉賀町がどのような状況なのか、お聞きします。

それで、このいじめに対しまして、町では、吉賀町いじめ問題対策連絡協議会というのが設置されております。設置条例がありまして、その中、いじめ問題対策連絡協議会というのが置かれております。また、その次、先ほどが連絡協議会で、次にまた吉賀町いじめ問題対策審議会というのが組織されるということになっております。そして、その上にまた、吉賀町いじめ問題に関する第三者調査委員会というのが条例の中に入られております。この最後の第三者調査委員会は、町長が必要と認めるときに開催されるということになっておりますが、実際に今までの答弁では、ヒアリングでは、ほとんどというのが、全て担任あるいは学校の中で解決されておるということで、この連絡協議会のほうには上がってこない、開催されたことはないというふうに前教育長が答弁されておられました。実際にこの連絡協議会が開かれる場合の、こういう場合については連絡協議会が開かれるんだという、具体的な例を述べていただきたいと思うんですが、これは、いわゆる学校から教育委員会にいじめに関する報告があったときに、この協議会が開かれるのかどうか。また、その次の、先ほど言いました審議会、どのようなときに開かれるのか。また、その次の第三者委員会は、どういうふうな場合に開かれるかということ、具体的にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） いじめについての御質問でございますけども、先ほど議員が言われましたように、平成30年度の全ての集計はしていないので、ちょっとデータがないんですけども。

平成28年度から29年度にかけては、今、集計した件数は大幅にふえているという状況でございます。28年から29年にかけての、小学校でいうと17件から30件、それから中学校では18件から47件ということでふえております。

これのふえた原因でございますけども、これについて、一つは、いじめの防止等のための基本的な方針というのが文科省から出されておりますけども、これについてのいじめの解釈が、平成29年の3月で改訂されております。それで、けんかやふざけ合い等についても、いじめの認知数として対象になったこと、これも件数がふえたことに影響があるんだろうというふうに思って

おるところでございます。

したがって、それをいじめとして認知するかしらないかというところで、そこで変わったということなので、要は、28年度も同じぐらいの件数があったというふうに見れば、それほど急激に1年でふえたということではないのではなかろうかというふうにも思っておるところです。

先ほど言われましたように、認知されたいじめが、学校内だけで全て処理されるわけでもないわけです。基本的には、学校で対応してもらわないと困るというか、学校が対応することがほとんどになるわけですが、教育委員会のほうに報告を受けましたら、教育委員会の事務局内にもSSWを雇用しておりますし、それから、心のかけ橋の方とか、そういったところで当然対応はしておる事例もございます。

いじめが認知されれば、学校内で担任とか教員が児童生徒に対して個別指導や学級指導を行ったり、保護者への連絡や面談等をするのはしていますし、それだけでやっぱりなかなか難しいと。教員とのやりとり、保護者さんとのやりとりの中で、いろいろとやっぱり問題があることもあるんで、そこに外部の人間、教育委員会のSSWとかが入ると、それがまたうまく事が進められるというような事例もございますんで、そういった部分については、そういう対応を当然やっております。

それで、先ほどのいろいろ連絡協議会であるとか対策審議会、それから第三者調査委員会とかいう話もございますけども、いじめの連絡協議会というのは、その辺の情報交換をする委員会ですんで、これは開かれますけども。要は、重大事態のいじめが発覚したとき、そういう事例が起こったときに開催されるのが吉賀町いじめ防止等対策審議会、それから、必要であれば第三者調査委員会というようなものが設置をされて対応するということになっています。

今のところ、私の記憶の中では、最近でこういった事例が起こったことがないというところで申し上げております。

じゃ具体的にどういうことなのかということなんですけども、その事案、事案で多分内容が全て異なると思うので、じゃ具体的にどうかと言われると、なかなか一概に一言で言いあらわすのは難しいとは思いますが、その辺は関係者の人と話し合いながら、どういった対応がいいかということをお話して行って、そういう審議会とかを設置するようになると思います。

やはりそれを早いうちに認知すると。認知して、その関係者で情報を共有して対応していくということが大事だろうというふうに思っております、その辺をなるべくいろんなところで学校と話をしながら対応しておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今の教育長の答弁を聞きますと、町内のいじめは、件数はふえているが、いわゆる深刻ないじめではないんだというふうに私は受け取ったんですが、先ほど言い

ました連絡協議会、学校のほうから報告を受けて、それに基づいて連絡協議会というのを招集されたと思うんですが、今まで一番最初の段階のいじめ問題対策連絡協議会というのが開かれたことがありますか、また開かれた折、どういうふうなことが話し合われておりますか、もし開かれておればお願いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 連絡協議会が開かれているかどうかということなんですが、ちょっと具体的な、1年間に何回開かれたかとか、そういうのをちょっと記憶していないので、今回答できませんけども。

基本的には、この会議は情報共有をするためのものだろうというふうに理解しておりますので、それが例えば、いじめが起こったから、この件に対してどうのこうのというようなことではないだろうというふうに思っています。今、町内の全体の傾向といいますか、どういうふうな状態にあるかというのを関係者が情報共有するということで考えていただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） もう少し、ちょっともう1点だけお聞きしますが、担任の段階で解決できる。その次は学校の中で解決できる。その中で解決ができなかった場合は、教育委員会のほうに報告があると思うんですが、その手順というんですか、今まで教育委員会のほうに学校から、こういう問題が起きているので、どうだろうかというふうな報告があったかどうかだけお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 報告はあります、当然あります。あつて、その事例によって内容がいろいろ異なるので、一概にそれはどういう場合にどうなんだというのは、ちょっと言うのは難しいんですけども、報告は当然あつて、それに対してどういう対応をしていくかということで、うちの派遣の指導主事も、いじめとか特別支援のそういう専門の指導主事ですし、SSWも当然おるというところで、その辺とやっぱり学校と協議しながらやろうということで進めております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） それで、もう1点だけお伺いします。

先ほど言いました第三者調査委員会、これは町長が必要と認めるときというふうにこの条例には書いていますが、町長が必要と認めておるといのは、どういうふうな事例の場合ですか。例えば、マスコミによく言われていますのは、例えば、学校の段階で対応に問題があったとか、あるいはその次の教育委員会の対応に問題があったとか、そういうふうなときによく有識者を交えた第三者委員会を立ち上げるというふうなことが報道されておりますが、この条例でうたわれて

おります町長が必要と認めるときというのは、例えば、どういうふうな例がありますか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 町長が必要と認めるときなので、町長に聞くのが一番かとは思いますが、私がおもうに、例えば、自殺であったりとか、そういったところで、例えば、集団で暴行したりとか、そういった重大な事態になるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 教育長済みません、町長のほうに通告をしておりませんでしたので、それで教育長のほうにお伺いしました。済みません。

もっとこのいじめにつきまして、本当は議論したいわけですが、時間の都合で、きょうは時計があそこにはっきりありますので、あと16分しかありませんので、次に移ります。

実は最初、統廃合の件で質問をさせていただきましたが、この統廃合をもう少し変わった時点で、変わった目でちょっと議論をさせていただきますが。

実は今まで統廃合につきましては、私は持論で、生徒の声あるいは保護者の声をとにかく1番に聞いて、そして統廃合について検討をしてほしいということはずっと言い続けておりましたが、実はこのたび、教育委員会のほうから資料をいただきまして、学校の改修費用、財政面から見た上で統廃合はどうかということをお教育長に質問をさせていただきます。

資料をいただきましたが、町内の小中学校で、改修費が今までどのぐらいかかっていたかというところ、ちょっと述べさせていただきますが、合併前ではありますが、柿木中学校の建築工事に5,600万円、七日市小学校の1期のA校区で1億6,000万円、B校区で2億8,000万円、つまり、七日市小学校の新築工事で、1期工事だけで約4億4,000万円かかっています。そして、1期工事に関しまして、いろいろ問題もあり、また、いろいろ議論が出まして、新たに2期工事を始めました。2期工事に8億9,000万円、つまり七日市小学校ですね、13億3,000万円かかっています。そして、それ以外に六日市小学校の耐震補強工事を含めた改修費が1億3,000万円、柿木小学校の体育館及び改修、耐震補強工事も含めまして7,700万円。

昨年、平成28年度ですが、六日市中学校の改修工事に1億3,000万円、これは確定をしています。そして、本議会に吉賀中学校の改修工事が上程されておりますが、これで約1億7,000万円という、これ概算見込みですが、これが本会議に上程されています。

つまり、柿木中学校は合併前ですが、この合併以後13年ですが、この間で、小中学校の改修費用に、新築を含めた費用ですね、約24億2,000万円公費がかかっています。これは、余り町民の皆さんも認識なかったと思うのですが、教育にお金をかけるのに、高いか安いかわか

うことはなかなか難しい判断とありますが、実際に、これだけかかっております。

私が危惧しますのは、この先、朝倉小学校と蔵木小学校の全面改修というのが、恐らく、この何年か先に来ると思うのですが、これについても、全面改修すれば、億というお金がかかると思います。

私は、先ほど言いましたように、教育問題にお金をかけるかけないというのはなかなか難しいと思うんですが、統廃合の、やはり、財政の面から、もう真剣に議論をすべきじゃないかと思えます。

例えば、2つの中学校を1つにすれば、やはり、それだけ経費もかからずに済みます。財政面で考えた場合、やはり、統廃合につきまして、もう少し、今ある教育振興計画の中で、5年計画の最中でもありますが、この財政面も考えて、今度の見直しのときに検証をすべきだと思います。

ということで、そのことを提案させていただきますが、とにかく、学校の改修に要求されますと、ほとんど文句なしに要求が通ります。それで今、よその学校で申しわけないんですが、津和野町の左鐙小学校が廃校になりまして、あのすばらしい体育館と校舎と天然芝のグラウンドが、本当に遊んでおります。なかなか活用策が見つからないということで、あれだけ改修費用をかけてやられた学校が、本当に無駄になって、無駄という言葉は大変失礼かと思いますが、活用されていないという現実もあります。私は、そういうことを考えましても、費用の面からも考えて、学校の統廃合については、もう少し真剣に、前向きに考えていただきたいと思えます。

つまり、学校は減りましても、子どもたちにおける教育も、量は減りません。学校が減ったからといって、今まで教育を100%いきよったんが50%になるということはありません。逆に、統廃合すれば教員もふえます。そして、中学校であれば、部活の選択肢もできます。

だから、学校が減ったからといって、子どもたちが教育に受ける被害といいますか、それは私はないと思っておりますので、この財政面からいきましても、学校の統廃合について真剣に協議をしていただきたいと思えます。

比べるのも大変申しわけないんですが、つい最近、命を守る学校の支援に対しまして、財政面において、国とか県からの制度がなかなかないということで、大変、町としましても、非常に厳しい対応を迫られております。また、回答もされておりますが、医療と教育とを同じテーブルで語るのは大変おこがましく、大変比べようがありませんが、片や、支援に対して厳しく、片や、改修費用に関しては、どんどんどんどんとは言いませんが、相当な経費が費やされております。

私は今、最近の事情もありまして、今、医療と教育のことを、ちょっと申し述べましたが、それはそれとしまして、教育長に、この財政の面から考えた、改修費用も考えた統廃合について、光長教育長はどういうふうにお考えなのか。今、先ほど具体的に金額を示しましたが、既に、合併後、24億円という金が使われております。そのことを踏まえて、教育長はどのようなお考え

なのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 小中学校の統廃合についての御質問でございますけれども、現在のところ、蔵木中と六日市中の統合後に小中学校を統廃合するという具体的な計画は持っておりません。

先ほどから出ています学校づくりビジョン2020、それから、教育振興計画の中でも、先ほど、議員言われましたように、統合については、慎重な内容で掲載をされておりますので、いずれにいたしましても、全くできないというものではないとは思っておりますけれども、慎重な議論が必要だというふうに思っておるところでございます。

片や、学校の施設整備については、議員もおっしゃられましたけれども、それぞれの施設が全て、校舎だけに限らず、ほかのプールであるとか、給食調理場であるとか、老朽化が進んでおりまして、もうどうにもならないような状況もあるところがあるわけでございます。

そういったことだけ考えると、先ほど、議員が言われましたように、例えば、小学校1つ、中学校1つにしてしまうというのではないかというふうになるわけでございますけれども、学校の施設整備については、今、平成31年度の当初予算を提案させていただいておりますけれども、この中で、学校施設長寿命化計画というのを策定するように国から求められておりまして、この長寿命化計画の策定に係る業務委託料を予算計上させていただいております。したがって、学校施設の整備につきましては、この長寿命化計画によって、今後進めていかざるを得ないというふうにも思っておるところでございます。

ただ、先ほど言いましたように、学校の統廃合という話が出てくると、この長寿命化計画も変わってくるということになるかと思っておりますので、そういうふうに、今は考えております。

この長寿命化計画を作成しないと、やっぱり、国からの支援が受けられないということもございます。今は、公営住宅でありますとか、道路等の関係もそういうことがあったりとか、水道とか下水とか、そういった施設についても、こういったものが要求されるような時代でございます。学校施設についても、こういうふうなことを国のほうから言われておることでございます。

町の財政的なことだけ考えて、今後、学校の統廃合の検討を迫られるということも、当然出てくるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、ただ、財政的なことだけで学校の統廃合をやっぱり考えるというのは、ちょっと問題があるんじゃないかというふうに思っておりますので、今回の蔵木中学校、六日市中学校の統合についても、やはり、私が教育委員会に来る直前からその話が出ておりましたけれども、今月で蔵木中学校を閉校するわけですが、やっぱり3年かかっています。これ、早いほうじゃないかなというふうに思っているんですけども、それ

ぐらいのやっぱり議論といいますか、関係者の皆さんでいろいろ話し合いが必要になってくるんだらうというふうにも思っております。

したがって、ただ単に、学校施設整備のことだけで統合するというのはなかなか難しいというふうに思いますので、関係者の皆様、特に、保護者の皆様とか地域の皆様と慎重に議論を重ねながら進めていくべきだというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） もう時間が大方来ましたので、もう一言だけ述べさせていただきますが、決して、吉賀町の将来を担う子どもたちに、お金をかけるなということは申しておりません。

要するに、私も議員の1人として、町の財政面も考えて、これからどんどん基金も取り崩し、財政も厳しくなる中で、学校の改修費用だけ、どんどんどんどん費やしていくのも、これは考えないといけないということで、そのためには、学校の統廃合も必要ではないかということをお述べさせていただきましたので、決して、教育にお金をかけるなということは私は申しておりませんが、教育長も今、私と同じような認識であるというふうに、私はとらえました。

ぜひ、この統廃合につきまして、財政面からも考えた上、やはり慎重な協議を前に進めていただきたいと思っております。教育長、何かありますか。なければ終わりますが。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、3番、桜下議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前9時57分休憩

.....

午前10時07分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番目の通告者、4番、桑原議員の発言を許します。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 4番、桑原でございます。私は2点ほど通告しております。

まず、1点目の住民の安全安心はということで町長にお聞きします。

先日、8年前の東日本大震災で被害に遭った岩手、宮城、福島県の3県の市町村が整備した災害公営住宅で、入居世帯の28%に当たる5,820世帯が高齢者65歳以上のひとり暮らしであり、全国の世帯数に占める割合が12%であるのに比べ高い水準で、入居後に孤独死した人は市町村が把握する範囲だけで55人に上り、高齢者の孤立を防ぐ取り組みが急務だとの報道がありました。

この吉賀町は幸いにして、近年、大災害はこうむっていませんが、少子高齢化の波はもろに受けております。

現在、町の人口は2月1日現在6,281人、男性3,007人、女性3,274人、3,216世帯、65歳以上の高齢者の方は2,027人と、高齢化率は43%でございます。

ただし、その中でひとり暮らしの状況についてどのように把握されていますか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。

それでは、桑原議員の住民の安全安心はということでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ひとり暮らしの高齢者の把握の方法と現状についてということで御答弁をさせていただきたいと思っております。

独居高齢者の把握について、一般的な方法といたしましては、住民基本台帳からの抽出が考えられるわけですが、こうして抽出された数値につきましては、必ずしも実態を正確に反映したものではないというふうに考えております。その理由といたしましては、同一家屋内、家の中におきまして世帯分離であったり、あるいは施設入所と、その御家庭独自の御事情の中でやむなく独居世帯になったり、そうでなくなったりということでございますので、難しい面があるわけですが、増加傾向に全体としてはあるのではないかとこのように思っております。独居世帯の増加ということでございます。

その中から、支援が得られず、住みなれた自宅や地域において生活することが次第に困難となってきた独居高齢者を確実に把握し、支援につなげていく取り組みが必要であり、主に次のような形で情報の把握を行っているところでございます。

1点目につきましては、民生児童委員から寄せられる情報でございます。2点目は、社会福祉協議会や医療機関等からの情報、そして、3点目は、役場・町の保健師等の行政職員、こうした者が把握した情報でございます。これらの情報を地域包括支援センターが、当然、御本人の御同意を得た上でございますが、こうしたものをデータ化いたしまして必要な支援につなげているということでございます。福祉サービスが第一義的なものではございますが、ほかにも、昨年発生いたしました西日本豪雨、吉賀町内でも少なからず被害等があったわけですが、その際には避難誘導にも効果を発揮しているということでございます。

しかしながら、ひとり暮らしの高齢者の方の状況につきましては、当然、日々変化してまいりますので、引き続き、先ほど申し上げましたような地道な活動・作業によりまして、高齢者が安心安全に生活できるように努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 今の把握について、いろいろな住民の方の秘密保護法に基づいて

のことであり、なかなか正確な人数は把握できないとのことですが、私の家内も民生委員の一員でございますが、いろいろと忙しい中、見守り活動をしております。そういったこともちょっと、活動の中での話も多少は聞くわけですが、また、ある高齢者の方が言われました。そうした家族の緊急の際の連絡方法、あるいは、高齢者のひとり暮らしの方が救急の際についてどういうふうにすればいいかという、私に質問がありました。その方法は、ひとり暮らしの中でどのように皆さんに通知をすればいいだろうかと。なかなか私もそういう質問には答えられませんが、したがって、これは行政としてのそうした状況を把握しないと、なかなか緊急の際の対応が難しいのではないかと思います、この質問をしたわけでございます。

私も、一昨年2月、ある方の通報を受けまして、その方の親戚の方の家のお兄さんがおるかおらんかわからない。家の中に電気はついていて、鍵が閉まっておられない。わからない。もう何日かたっているんだけど、どうしたもんじゃろうかということがありまして、そのひとり暮らしの方の兄弟の方の奥さんと一緒にその家に入っていったことがあります。大変残念ながら、家の中で亡くなられているのを発見したことがございます。あんまり詳しい話はできませんですが、いろいろな状況の中で大変残念だったと思っております。そうした緊急の際、なかなか自分で通報ができない、そうしたときにボタン1つでも押せるような状況があればいいがという思いでございます。

そこで、以前、ケーブルテレビの整備事業の際、そのときの事業説明の中で、IP電話等で相互通信が可能になるとのことであったと思っております。現在、今、今回の予算措置も出ております。防災無線もありますが、そうした個々の個人的な住民の命を守るためのそういった設備・整備ができるかどうか。そういうふうなことに対して、町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、緊急時の連絡についてという御質問でございます。

日常生活の中で体調不良等の緊急時におきまして、消防への119番通報が困難な場合等が当然想定されるわけですが、民間事業者のシステムを活用した緊急通報システムを今行うという制度がございます。今現在で申し上げますと、町内でそのシステムを活用していらっしゃる方が19名おられるというふうに承知をしているところでございます。

それから、後段にございましたIP電話等のいわゆるシステムのことでございますが、IP電話での相互通信についてでございます。これにつきましては、告知放送端末を活用しての双方向通信が可能な状態にはなっているわけでございます。

ケーブルテレビを活用しての事業につきましては、過去に整備に向けて検討した経緯がありますが、その当時、既に民間システムによる緊急通報システム制度を運用しているわけですが、新規制度導入に向けての体制が整っていないというところから整備には至っておりません。

でした。

今後につきましては、現行の緊急通報システムを継続しつつ、新たなシステムについても調査・研究を行って、検証を行った上で必要があると判断いたした場合には、その導入に向けて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 緊急システムの構築でございますが、なかなか今、民間のセキュリティー会社等、そういうふうなシステムをやっておられるだろうと思いますが、そういう方が自力運営、もう少し、予算的になかなか難しい面もありますが、できれば簡単に、確実に通報ができるシステムについて町も考えていく、取り組んでいく必要があると思いますが、その点を再度、ひとり暮らしの高齢者に対しての思いやりについての政策ということを考えていただけますか。どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 緊急通報システムは、先ほど申し上げましたように、まだ町内では実績といたしまして19名の方しかいらっしゃらないということで、これは民間事業者の方が運用しておられる制度でございます。

この導入に当たっては、今、町のほうでも補助金の交付要綱等をつくらせていただいて、よりイニシャルコスト——初期投資の部分と、あとはランニングコスト——維持管理のところの補助金の制度も今つくらせていただいております。初期の段階の設置費用も当然かかるわけでございまして、所得の低い方、そうでない方と、幾らか差異はございますが、初期費用の助成もさせていただく。それから、月々の維持費が当然かかってまいりますので、これもわずかばかり、500円程度なんですけど、維持管理に向けての経費の助成もさせていただいているということでございます。

なかなか普及が、19人という数字が実態を見たときに多いのか少ないかというのは、これはちょっと今私のほうで言及することはできませんけど、そうした施設があれば、その施設を当然活用していただくことも当然可能でございます。

ただ、それがあっても体の調子が悪かったり、健康上の状態でそのボタンさえ押せないという方も当然いらっしゃると思います。そもそもそうした施設のない、システムのない方も当然いらっしゃるわけでございますので、そこは、これまでも申し上げているとおり、要支援の方に対しての人的な支援ですね、組織、例えば、民生児童委員であったり、消防であったり、消防団であったり、それから社会福祉協議会であったり、そうしたところの支援を十分に活用させていただいて御援助をさせていただくということになろうかと思っております。

それから、それ以外のいわゆる先ほど議員のほうからはIP電話とかいろいろな防災システム

のお話もございましたが、これはああして今回当初予算にも計上させていただいて、いろいろ御議論のあるところではございますが、新しい防災行政無線の施設整備を今からやろうとしているところでございますので、その中で設備的に接続ができていない方、それから、ない方ですね、そうしたところの手だてをどうしていくかということにつきましては、施設整備をするその中で並行して当然考えてまいりたいというふうに思っております。そうした中で、独居老人の方に対しての支援のあり方も十分検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 今の緊急通報システムの補助についても、もう少し財政に余裕があればできるだけ支援をして、緊急の取り組みをお願いするものでございます。

2点目に入ります。

産業振興対策ということでございますが、株式会社エポックかきのきむらの事業と関連する生産者に対し、今後、どのような支援を行うのか聞きます。現在、株式会社エポックかきのきむらが経営改善策を提示しておるわけでございますが、その点、町としての今後の対策についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 株式会社エポックかきのきむらに対する支援、基本的なスタンスのお問い合わせであると思います。

これは、これまでも全員協議会で、当然、会社のほうもこちらのほうへお出かけをいただいております。それから、今、改善計画をリニューアルした再生計画をこの1月に策定をされましたが、その説明もされました。

じゃあ、その再生計画に向けて吉賀町がどういったスタンスで対応させていただくかということにつきましても、先般、全員協議会で申し上げたとおりでございます。まずはその会社の方針、再生計画がしっかり進捗するかどうか、そこを見きわめなければならないと思います。その上で、例えば、菌床の施設の問題であったり、産直事業であったり、そこをどうしていくかということを考えていかなければならないというふうに思っております。

とりわけ、喫緊の課題は産直事業、ここをどうするか、それからアンテナショップをどうしていくか、こういうことだろうと思いますので、これは本当に時間のない中ではございますが、ぎりぎりのところまで関係者の皆さんと協議を重ねていきたい、こうした考えでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） エポックを利用している生産者の方は、現在、主な方が160人ぐらいと聞いております。この160人は旧柿木村の方が多数おられますが、全町にまたがっておるわけでございます。

アンテナショップ等の野菜等の売り上げが5,000万円のうち、30年のこれは売り上げ予定ですが、それまでは6,500万円前後、6,000万円前後をしておるわけですが、その中でも29年度2,100万円、28年度2,250万円、27年度2,000万円、これは生産者の手取りの、要するに、アンテナショップからいけば仕入れの価格だということです。こうした2,000万円の生産者の方が売り上げておるわけです。そうした生産者の方は今からも春の野菜、あるいは、春のそうした農産物はもう出荷のピークを迎えようとしておるわけですが、こうした中、生産者にとっては売上先がなくなるということは本当に死活問題になると思いますが、こうした生産者に対する支援と対策についてどうお考えですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これは、先ほども申し上げましたが、産直事業全体の中のお話だろうと思います。アンテナショップであったり、それから、広島市内への店舗の売り上げであったりということでございます。

生産者への影響で大きなものは、申し上げましたように、産直事業の見直しでございまして、特にアンテナショップを中心とした広島方面への流通・販売であるというふうに考えております。

アンテナショップにつきましては、店舗における客数の減少、それから売上減少が進んでおりますけど、福屋など、広島方面への卸販売の売り上げは変動しつつも、全体として大きな減少傾向にはないというふうに認識をしております。

エポックかきのきむらといたしましては、店舗は閉店すると判断をしているわけですが、生産者の販路がいきなり断たれる事態を避け、次の流通につなげていくため、卸販売は当面1年間は継続をさせていただくという会社の方針でございます。

一方、町といたしましては、アンテナショップを中心とした広島方面の販売については、これまで築き上げてきた関係・信頼を考え、引き継いで取り組んでいただける今組織を模索しているところでもございます。現時点で申し上げますと、町内にあります食と農・かきのきむら企業組合様のほうに、その協議を行っているということでございますが、現段階で申し上げますと、まだその結論には至っていないというのが現状でございます。

流通を引き継ぐに当たっては、人員や設備等を含む体制の整備や運転資金の確保等といったもろもろの準備・課題がございます。費用はもちろんのこと、時間もかかるということが想定をされているわけでございます。このため、本当に時間のない中ではございますが、ぎりぎりまで引き継ぎに向けた協議を行う中で、引き継ぎ組織に対する具体的な支援内容を整理していくという考えでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 販路先を確保するまで、当面の間はちょっと続けるということでは

はございますが、したがって、私は当面アンテナショップは必要ではないかと考えておりますが、アンテナショップを、現在、町長が提案されている地域商社、これが立ち上がるまでまだかなりの期間を要すると思いますが、立ち上がるまでに町の情報発信基地として利用する考えはございませんか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 地域商社のお話がありました。地域商社は、これまた全員協議会でお話しをさせていただきましたように、新年度4月から産業課の中へ準備室という内室を設けさせていただいて準備に取りかからせていただいて、できれば32年度中に立ち上げをして、33年度から運営を始めたいと、こんな思いでございます。

ですから、今から言いましてもまだまだ時間がかかると、それまでのつなぎをということだろうと思いますが、アンテナショップの運営につきましては、産直事業全体の中でエポック様が閉店をするという、そんな結論を出されたということもございます。当然、エポック全体の経営を考えなければならないという中で英断をされたというふうに思っております。当然、吉賀町も1,620万円の資本金の52.4%、850万円を出資しているという株主でもございますので、取締役会の中でもいろいろ議論をさせていただき、それから、日々の業務の中では調整の担当であります産業課のほうと協議をし、あるいは、産業振興財団のほうからも指導・助言をいただきながら調整をさせていただく。そうした意見をいろいろ集約する中で、会社としてアンテナショップについては今月末をもってというような結論を出させていただいたというふうに考えております。

それまでのところのつなぎを地域商社ができるまでということでございますが、地域商社ができて、その段階で情報発信の基地としてというお話でございますが、地域商社と、それからエポックかきのきむら、それからこちらでいいますと産直市場やくろ——農業公社ですね、こうしたところ、町内にある三セクとの調整が当然必要になってまいります。ですから、地域商社をつくった段階で全てその中へ入れてしまうというのは、これはまたちょっと難しい問題であると思えます。将来的にそれをやるにしても、これはやはり時間がかかると思えます。ほかの農業者団体もいらっしゃいます。生産者の組合もあるわけでございますので、地域商社をつくってから全てそこへ集約をしてしまうということは、今の段階では私も申し上げることができません。

ただ、そういったことが将来的に見据えてやるのであっても時間がかかるわけでございますので、地域商社の発足までのところのというようなお話は、現時点では私も責任の持てる発言はできないわけでございます。ですから、今段階におきましては、今、エポックかきのきむら様のほうで、会社のほうで方針を立てられた再生計画をたんと進めていただくのが私は最善の策ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 私、今、町長が述べられましたやくろを運営している農業公社とエポックかきのきむらが、本来なら大体、地域商社の役割を本来なら今までにそれだけの役割を担う実力を持って、培ってくればよかったわけですが、なかなか難しい問題があったんじゃないかと思いますが、その中でも、やくろ、農業公社とエポックかきのきむらの道の駅で販売していますが、加工品あたりは融通し合うという話を聞いております。そうした中でも本当、こうした生産者のことを考えますと、もっとそうした連携が私は必要ではないかと思っております。また、そうした指導について、産業課のほうももっと指導なり、運営について、体制について、いろいろ情報を共有してやるべきではないかと思っておりますが、その点について、町長、どのように考えますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議員のほうからお話がありました件は御指摘のとおりだと思います。エポックかきのきむらのほうが本当に平成26年度から改善計画に取り組んでおられて、それが今年度末まで。それから、その間では補強版も策定をされてさらに取り組んでこられたのですが、結果として29年度から落ち込む。どうにか会社の再生に向けて31年度からまた再生計画を計画されたということで、本当に今、会社のほうは一生懸命本当に頑張っていらっしゃるわけでございます。

その中でも、行政のほうも課題なり反省として出てきたのは、今お話のありましたような町内の三セクの会社同士の連携がどうであったのか。それから、行政のかかわり方、指導がどうであったのか。それから、行政を含めて、民間を含めて、三セクを含めて、その情報の共有の仕方なりがどうであったのか。そうしたところはやはり不足していたんだろうと思っております。これは大いに行政も含めて関係者が反省をしなければならないところだろうと思っております。

何はさておきまして、エポックかきのきむらをまず残すということを第一義的に考えていかなければならないという中での今回の会社の御英断であるというふうに考えておりますので、今までの連携の仕方、指導のあり方、情報共有のあり方であったり、不足なり足りない部分は、これからそこをしっかりと挽回して、エポックのこれからの再生に向けてしっかりと行政としてもバックアップをさせていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） いずれにしても、エポックかきのきむらが行っている事業は町の基幹産業でございますので、しっかりと支援を行っていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、4番、桑原議員の質問は終わりました。

.....
○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前10時40分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 2点通告してありますので、質問を始めます。

先ほども4番議員から質問が出ておりましたので、重複するかもわかりませんが、少し視点を変えながら質問をいたしたいと思っております。

まず、農業政策についてであります。

先ほどのエポックの経営の問題が出ておりましたけど、これは氷山の一角でありまして、実際に吉賀町の農業政策がきちっと定まっていないということが、私は原因の一つにあるんだろうと思っております。

そこで、まず、エポックの話から入りますけど、1月に取締役会がありまして、事業再生計画案の議決がされたわけでありまして、それを受けまして、議会でも全員協議会などでいろいろな方針が示されたわけですけど、その方針は、株式会社エポックかきのきむらの方針でありまして、私がこのたび聞きたいのは、第三セクターの筆頭株主であります町の方針、そこを聞きたいわけでありまして。

第三セクターというのは、ここで私が述べるまでもありませんけど、民間と行政が一緒になって一つの目的を達成するためのセクターでありますので、ここにかかわる町の責任というのは大変重たいものがあると思っております。

取締役会で、これはエポックが決めたこととはいえ、唐突にアンテナショップの廃止とか、1年間の配送とか、そういうことが決められたわけでありまして、思い出せば去年の10月、休暇村が契約を解除して、「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」の経営をやめるときも、やくろには何ら行政のほうから説明もなく、そのような方針が出されたと聞いております。

そこで、やくろは生産者が200名おられますので、その生産者に対しての責任として、急遽会合を持ったと聞いております。

この町の、私は、責めるとかどうとかするわけではありませんけど、やはり、こういうことを、バックに生産者がおり、消費者がおる、そういう重大な問題は、やっぱり自分たちで決断するときは決断しなければなりませんけど、その前に、生産者団体なり組織があるわけですので、そこに相談をかけて、町の方針を決めて、合意のもとにやるべき事案だと私は思っています。

そういう観点から見ますと、この度の決め方も大変、私に言わせれば暴挙に過ぎない、そういうやり方だと思っております。

2月20日にアンテナショップの事業説明会があつて、70名の生産者の方が出席をされました。2月26日に8団体から要望書が出ております。

先ほどは生産者だけの答弁でしたけど、今、アンテナショップでは、消費者の方が署名運動を行っております。聞いた話では、今、かなりの数の署名が集まっていると聞いておりますが、発端は、ここを利用して子育てをされている方たちの切実な願いでありました。

こうして見ますと、ただアンテナショップが農産物を販売しておるだけではなくて、町とその都市の結びつき、そういうきずなをつくっている施設でもあると考えております。

今、短絡的に、経営が困難だから閉めるとかなんとかという面だけで見ますと、それはそれでエポックの経営に対する努力といたしますか、力不足が指摘されるわけですけど、しかし、そういう面だけでこういう施設を果たして評価していいもんかどうかというのは、私は非常に疑問を持っているところであります。

エポックかきのきむらが菌床事業を始めました。そして、アンテナ、産直事業として、農家を救うといたしますか、農家の経済的な支援とか、そういう趣旨のもとに産直事業も始めたわけですけど、それは、ひとつここで私が思うのは、合併以前の話ですので、それはそれで、ここでどうこう言う話ではないのかもしれませんが、行政の皆さんが、公の施設の維持というのは、指定管理か直営でないといけないということをいつも言っていますけど、それならば、その菌床工場にしる、何にしる、指定管理に出して、きちっと維持をしていくべきだろうと私は考えているんです。菌床工場は、町の持ち物ではないんですか。

そのようなことも、片方では安きに走り、片方では目をつぶる、そういう行政の姿勢というのは、公平感、公正感からいいますと非常に疑問があるところであります。

ここで、私は強く、第三セクターなり、指定管理制度に対しての町の姿勢をただしておきたい、そのように思っております。

アンテナショップの家賃というのは、高いか、低いかわかりませんが、その判断は、私はできませんけど、昨年、議員研修で津和野町の東京事務所にお邪魔をしました。ここのお隣の町ですので、余りここで言うべきではないかと思えますけど、東京事務所の設立の目的は4つありまして、観光のPR、誘客サービス、定住対策のワンストップ窓口、特産品のPR、商談支援、津和野高校の就業支援などを掲げて、文京区に事務所を出しておるわけでありまして、ここの予算が、今のアンテナショップと比較するのがいいのか、悪いのかわかりませんが、倍を超える予算でありまして、その上に正規の職員を1人そこに外向させて、この目的を達成するために職員の方も活動をされているわけでありまして。

とかく、今、財政難といいますか、吉賀町が言うたからという宣伝がされていますので、そうではないのかもわかりませんが、私は、将来的に見て、こういう次の経済の基礎となる施設というのは残すべきでありますし、ましてや、こうやって消費者の方も必死になって守ろうとしてくれている施設でありますので、そのところは第三セクターの筆頭株主として町がしっかり支援する、そういう立場でないとならないと考えております。

とにかく、点だけを見るのではなくて、総合的な判断をするべきだと考えておりますけど、このところで町長の考えを少し聞きたいと思っておりますし、先ほどもありましたけど、エポックがこういう経営状態になるまで放置しておいたその責任というのを、少しお聞きしておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、第三セクターについてということで、まず、今お話のあったことについて、概略のお答えになろうかと思っております。また、足らずのところは御指摘なり再質問をしていただいたらと思っております。

第三セクターであります株式会社エポックかきのきむらにつきましては、今御案内もございましたが、吉賀町が52.4%を出資している三セクでございます。第三セクターは、公共性と企業性をあわせ持つことで、地域の住民の暮らしを支える重要な役割を担っております。一方で、地方公共団体から独立した事業体として、みずからの責任で事業を遂行する法人でございまして、経営責任は経営者に帰するものとなります。

町は、第三セクターの経営状況の把握に努めた結果、経営の悪化、あるいは健全化の喪失等が判明した場合には、その旨を明らかにし、経営改善に取り組むことが求められています。これに基づき、平成25年度末より経営の悪化についての相談があったことをきっかけに、継続して、これは定期的でございしますが、指導・助言を行ってきたということでございます。

この指導・助言の部分につきましては、先ほど4番の議員の一般質問にお答えをしたように、非常に反省をするべきところはあるかと思っております。情報共有であったり、指導・助言であったり、そうした体制のあり方は、やはり反省すべきところがあったのではないかと思います。

それから、農業政策全体のお話もございました。これは、当然、基幹産業でございますので、何を主たるものでやっていくか、米であったり、野菜であったり、有機野菜であったり、そうしたところをしっかりと見据えて、これは行っていかなければならないと思っておりますし、吉賀町のまちづくり計画でも、それから、今、最終年度を間もなく迎えます総合戦略の中でも、そうしたことを大きな柱に取り組んでいくわけでございますので、そのような方向でしっかりと頑張っていかなければならないというふうに思っております。

そうした中でのエポックかきのきむらなり、それから、アンテナショップのあり方ということ

だろうと思います。当然、先ほどもございましたように、情報発信基地としての、拠点としての役割は重々あるかと思えます。

そのことは、エポックかきのきむら様のほうのその当初の改善計画の中の補強版の中でも、事業再生パートナーズのほうからの御指摘もあったということで、それ以後、少なからず努力をされておられた。行政といたしましても支援もさせていただいたところがございます。ただ、そこがかなわなかったということで、数制的、あるいは金額的には落ち込みが出てきたというふうに思っております。

お聞きしますと、消費者の方からも今、署名活動を取り組んでいらっしゃるということで、大消費地ですので、これまでのその数十年の中でのかかわりの方はたくさんいらっしゃるだろうと思います。そうした思いの方も、それが1世代ではなくて、2世代、次の世代というふうに恐らく伝わっているだろうと思います。そうした方の思いは重々承知をしているところでございます。

当然、先ほどもお話しございました。恐らく産直協議会の会員の方は170名近い方がいらっしゃるやに聞いております。それで、説明会をいたしましたら60数名、70名近い方が御参加をいただいて、非常に活発な御議論があったということで、その報告も産業課のほうから私のほうに届けております。

その中でも、そもそもの平成5年に、あそこへ、廿日市の地へアンテナショップを設立をされた趣旨も、当時の担当しておられる方、あるいは関係者の方、歴代の村長さんから御発言があったということも、るる承知をしているつもりでございます。そうしたことを目を通させていただく中で、本当にこのアンテナショップが大切な施設であるということは認識をしているところでございます。

今、3月末で会社のほうはその拠点施設を閉店をさせていただいて、あとは、それ以外の店舗のところでの、いわゆる卸販売のほうへ幾らか移行していくんだということで今、会社のほうは進めているわけでございます。

行政といたしましては、先般の全員協議会で申し上げましたように、エポックかきのきむらの再生計画を、いわゆる現段階においては当然指示をするという立場で、行政としてできるものは何かということで、菌床シイタケ、それから、産直事業のほうの計画の実現に向けてお手伝いをさせていただきたい。

とりわけ、先ほど申し上げましたように170人近い会員の方がいらっしゃって、非常に熱い声が届いている。それから、関係をする生産団体のほうからも、恐らく68名だったと思いますが、参加をされた皆さんの署名を添えて要望書が届いております。これは、行政だけでなく、議会のほうにも届けられているというふうに聞いております。

議会のほうがどういうふうな御判断をされるのかわかりませんが、行政といたしましては、ぎりぎりのところまで、どうにか次の引き継ぎの組織を模索をさせていただいて、協議を続けてさせていただきたいということで、副町長初め、担当課の課長、職員の方で、関係者の方と協議を重ねていただいているところでございます。

残念ながら、今の段階でそれじゃという具体の話にはまだ至っていないわけですが、これは、行政のほうの気持ちとしても、どうにかその引き継ぎの組織をお願いをさせていただきたいという思いの中で行っておりますので、これにつきましては、これからも引き続き協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 町長、アンテナショップの設置事業の推進計画なり、設立の趣意書は御存じだと思いますので、ここであえて詳しくは申しませんが、エポックの設立の趣意書の中に、若者が定着する活力に満ちた住みよい柿木村を創造するために真の豊かさを次世代に確実に継承をしていくことが私たちの使命であるという趣意書を出しております。

ただ単に農作物をつくる、販売するというだけではなくて、これが定住対策なり人口対策、そして、所得対策につながっていくという大きな目標のもとに、「やくろ」もそうでしょうけど、設立されたわけでありまして。

そして、これは、先ほどお話し出しましたけど、生産者の中には、この所得も当然のことですけど、生きがい対策、そして、多くのIターン、Uターンの方が旧柿木村、旧六日市町から多数参加されておられるわけでありまして、そのところも、やはり、1点の金だけを見るのではなくて、そういういろいろな総合的なことを判断しながら、エポックの経営の判断をしていくべきだと私は考えております。

このアンテナショップの存続に関する要望書ですけど、先般、そういうお話がありましたので、ただ、電話でお願いしますと言うだけでは大変失礼かと思ひまして、2人でアンテナショップに行き、お願いをしてまいりました。

今、状況を聞いてみますと、かなりの数の署名が集まったということでありまして、これを発案された方は学校の先生であります。ここを、アンテナショップを利用されたお母さんの子どもさんが発案、発起されて、今、署名運動をされております。子どもさんを連れて1日ついておるのかどうかかわかりませんが、アンテナショップで署名活動をしていただいているという話を聞いております。

非常にありがたいことだと思っておりますし、有機農業というのは、ただ有機農産物をつくるだけではなくて、こういう活動が主な活動でありまして、人と人とのつながり、そこを大事にする、そういう運動だということを改めて認識したところであります。

それはそれとしまして、ここで、加工品も含めて5,000万円ぐらいの売り上げがあるわけですが、先般の説明会でも、生産者の方からいろいろな意見の中で、この5,000万円を軽く見ておるんじゃないかという御意見もありました。参加された方は、Iターンの方、あるいは高齢者の方であります。

先ほどから言いますように、生きがい対策とか、わずかな年金の足しにする。わずかなと言いますと失礼かも知れませんが、国民年金にしますと本当、生活ができない、そんな金額であります。

そういう方たちが、「やくろ」もそうですし、エポックもそうですけど、支えておるわけでありまして、そういう小さい農家が吉賀町の土地を守り、地域を守っておるわけであります。

町長は、この施政方針の中で、水田活用園芸なり有機農業の推進等を示されておりますけど、具体的な方策なりがありましたら、お聞かせをしてもらいたいと思います。

農業公社に至っては、今、エポックと違いまして、営農指導も行っていますし、土壌分析なり、また、有機農業塾を使った啓蒙活動などもいろいろされております。大変残念ながら、経営の能力がないと言えはそれまでですけど、エポックに関してはそういう人材もおられませんし、そういう指導も余りされておられません。

小農を守るという観点から、この水田活用園芸なり有機農業を、どのような位置づけをするのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 有機農業を初め、いわゆる町の農業についてのお話し、農業政策のお話しだろうと思います。とりわけてということで、有機農業に限っていいです。

今回、エポックかきのきむらがこういう状況になっておりますので、なかなか、私としても声を大にして申し上げるのはいささかどうかなというところもあるわけですが、有機農業は、以前にもお話をさせていただいたと思いますが、Uターン、Iターン、特にIターン、この地に移住される方の多くは、有機農業に魅力を持ってこの地においでいただいております。

それから、それに加えて子育てがしやすい町だということで、若い御夫婦、あるいは子育て世代の方が吉賀町のほうへいらっしゃるということでございます。これは紛れもない事実でございます。そうした声を私も直接聞いたり、お話もさせていただいているところでございます。

ですから、有機農業を当然、決して否定するわけでもないですし、有機農業の魅力は町内、町外、県外のほうへしっかり情報発信をしていかなければならないのだろうというふうに思っております。

なかなか、農業の中で有機農業自体が基幹産業ということには当然まだなり得ていないわけですが、旧柿木村から言いましても40年近くたっていますが、現状はこういう状況でござ

います。

やはり、なりわいとして成立する農業でなければいけないということでございますので、これは、吉賀町全体で、農業政策の中で有機農業をどういうふうに位置づけていくかということを考えていかなければならないということでございます。

特にその有機農業をベースにしたエポックかきのきむらの活動でございますので、これを発信基地であるアンテナショップ、あるいは、それ以外の、福屋を初め店舗のほうでしっかりその生産物、野菜等を引き取って販売していただけるように、アンテナショップはそうしたことで今対応をさせていただいておりますが、そこで販売できない部分の生産者が本当に手塩にかけて育てられた野菜等を、ほかの広島・山陽圏の店舗等で上乘せでしっかり売っていただくようなことを、エポックのほうも頑張りますし、当然、行政、産業課のほうも支援をさせていただく。

特に、山陽方面で仮に難しいというか、これ以上はちょっと無理ですよということがあれば、これは、やはり町内、それから、この圏域、県内、それから、瀬戸内のほかの都市圏ということも当然想定されますので、一つの地域に限定をしたということではなくて、有機生産物、野菜等が販売できる、いわゆる販路の拡大に向けてはしっかり、まさに本当のアンテナ、ウイングを広げて活動展開をさせていただきたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） どうでもこうでも有機農業を広めという趣旨ではございませんので、そこの辺のことは誤解のないようにしていただきたいと思えます。

ただ、施政方針で述べられていますように、有機農業の農産物なり販売の維持ということが出ましたので、毎年予算書を見るわけですけど、有機農業振興費が毎年変わらない、この程度で本当、力を入れて推進できる金額かなというのは、私は思っております。

それはそれとして、先ほどの署名活動のこともありましたけど、なぜ、私がこのアンテナショップのことをしつこく言うかと言いますと、このアンテナを出すための資料が2001年に柿木の企画調整課で作成されております。

そこで、広島市である根拠というので、少し、その資料がありましたので見てみますと、結局、広島とこの石見、六日市というのが一番近い、距離的にも近い地域でありまして、交流人口も当時から一番多かったわけでありまして。

これは島根県なんですけど、島根県の観光は、広島が30.8で1番です。転出が24.9%、広島市にです。1番であります。転入も25.9%で、広島からが1番、高卒者の就職先も26%で、これは大阪の27に次いで2番目なんですけど、それでも人の交流は広島市が1番ということで、ここに情報発信の基地を設けたわけでありまして。

このことを考えますと、今大変、ゆ・ら・らも客数が落ち込んでおりますし、聞くところによ

ると、「やくろ」はそれほど今、入り込み客が減少している状態ではないということは聞いておりますけど、いずれにしても、ただ単に旧柿木村にある第三セクターのエポックだけの問題ではなくて、ここを上手に活用することが、「やくろ」なり、「ゆ・ら・ら」の活性化にもつながる、そして、交流人口もふえてくる、そのように考えておるわけであります。

今までは、有機農産物なり、加工品を売る場所として主とした活動をしてきたわけでありますけど、本当のアンテナショップとしての役割を持たす。それは、当然エポックもそこに力を入れるべきでありますし、設立当初の目的から言いますとそうでありますし、筆頭株主であります町もそこに積極的にかかわっていく、そのようなことをして、六日市が一番、高速に乗ったら広島に近いわけですので、もう少しグローバルな目でそこを活用していくということも考えていただきたいと思っております。

それと、エポックが主体としています菌床栽培ですけど、資料によりますと、今17名の方が携わっております。主に若い方であります。29年度の売り上げが3,578万円でありまして、冬場の主に収入減となっておりますわけでありますけど、何しろ設備が老朽化しております。そのことが、優秀な菌床ができない、不良品率が高いということにもつながりますし、ひいては生産者の方の収入にもつながっております。

経営を見ながらという方針が出されていますけど、私は、ここを本当に、菌床農家をもう少しふやして、Iターン、Uターンの方をどんどん受け入れる、そういう目標を持つならば、今の古い施設に目先だけの投資をするのではなくて、本当に他の産地がやっておるような近代的な設備にかえるべきであろうと思っております。

そこら辺で積極的な投資ができるのか、できないのか、あくまでもエポックの経営状態を見ながら、目先のことで投資をしていくのか、そうすることは、私は決してこの事業が伸びる要素にもならないと思っておりますし、生産者の利益になるとも思っておりません。

今、生産者の方は、夏の設備で150万円、ハウスで、これは値段まちまちですのでわかりませんが、夏の夏菌を入れようと思ったら、エアコンほか150万円要るわけであります。2分の1は補助、ハウスも2分の1は補助なわけでありますけど、それにしても、その中に有料な菌床を入れるのと、今の設備で本当にきちっとした菌床ができるかどうかわからない菌床を入れるのかどうかというのは、非常に不安があるところだろうと思っております。

ましてや今からとりかかろうとする方が、相対ができない、夏、冬、1年中通して生産できる所でないと、なかなかそのパイヤーは相手にしてくれないわけでありますので、その辺のところを考えると、もう少しきちっとした計画を持って、定住対策なり、所得対策なり、そういう広い視野で1回検討をする必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろ話が及びましたので、少し整理をしてお答えをさせていただきたいと思います。

初めにお話のあった、「やくろ」のお話も出ましたが、いわゆる販売所としての「やくろ」であったり、エポック、そうしたところの位置づけはどうかということだろうと私はまず思います。

この点でまず申し上げたいと思うんですが、農業政策の中で、今申し上げましたエポックかきのきむら、それから、六日市にあります産直の物産館であります「やくろ」でございますが、産直事業に関しての視点ということで申し上げたいと思います。

有機農業等の吉賀町の農業振興におきまして、今申し上げました2つの施設でございますが、当然大きな役割を担っているというふうに考えております。特に流通販売においては、産直事業により、地産地消の推進や情報発信、それから、当然、新たな消費者の拡大であったり、確保であったり、それから、販売につなげる確実な出荷体制の整備にも当然寄与しているというふうに認識をしております。

これによりまして、農家の皆さんが安心して生産活動を行うことができ、そして、結果的に、今お話がございました農地の維持についても大きく貢献をしているというふうに考えております。

御紹介もございました。私も実は担当課のほうから、先般2月の20日に行われた店舗の閉店に係る説明会の結果の報告を起こしたものを、テープ起こしをしたものだろうと思いますけど、報告も受けているわけでございます。

あそこへなぜアンテナショップをつくったかということなんです。何人の方が本当発言をしていらっしゃるんですが、御紹介いたしますと、このアンテナショップの維持、この設置するときには、アンテナショップは柿木村を売るために、柿木村の産品を山陽側に出すために、村が主体となつてつくろうとしたものですよというような御発言もございますし。

それから、その当時、健康と有機農業の里をつくるという村の基本的な考え方を山陽側に知っていただき、柿木村の農業を活性化させるという考えのもとで出店をしたんだと、その中で廿日市のほうの店舗といいますか、土地等を求めていったんだというようなお話がございました。まさに、本当に情報発信の拠点として位置づけをされたというふうに思っております。

これは、エポックかきのきむらのアンテナショップに限らず、六日市にあります「やくろ」なども同じことだろうと思います。

それから、次に、今申し上げましたアンテナショップのことでございます。これは、先ほど4番議員の一般質問でもお答えをしたとおりでございますが、まずは、アンテナショップは今、会社の方針としては、繰り返しません、こうした状況でございますが、そこで販売をしていったものを、ほかで売っていただく、このためにエポック様のほうも頑張ってくださいまして、行政のほうもしっかりそこらあたりの手だてを打っていきたいということでございます。

行く行くは、向こう1年間の中で、この産直全体を、事業を維持していただくような組織ということで、企業組合のほうとぎりぎりの今、交渉を続けているところでございますので、このことにつきましては御理解をいただきたいと思えます。

それから、最後に菌床シイタケのお話がありました。良質な菌床の生産ができる施設の建設についてということでございますが、これにつきましては、エポックかきのきむらや、現在の種菌メーカーであります森産業様と協議をしながら、2.5キロの完熟菌床の生産ができる施設整備について詳細を検討しているところでございます。

現状におきましては、現在の施設を活用しての整備ということでございます。私も関係者の方、それから、担当課のほうと美祢市の美東にあります本当に近代的な施設のほうへ視察にも寄らせていただきました。

じゃ、今、吉賀町でそうした施設にするかどうかというのは、これは本当に公の施設でございますから、この部分は当然、町が投資をしてやらなければならないということでございますが、実際その後の運用ということになりますと、当然、エポックかきのきむらということになるわけでございまして、あそこの経営状態はやはり見なければならないということで、今回、会社のほうで出された再生計画の進捗状況を見ながら、31年度の中で決断をさせていただきたいということでございます。

ですから、今、議員おっしゃられるように、本当に近代的なものであれば、生産者の皆さんも生産意欲が湧いて、いわゆる循環がよくなるんだろうと思えますけど、片一方では、三セクのほうの経営状況を見なければ、後々のこともございます。本当に慎重な対応が迫られるというふうに思っております。ですから、決して目先のことで判断をすとか、そうしたことはないということも御理解を賜りたいと思えます。

それから、先ほど菌床シイタケのほうを指定管、直営というお話がありました。現状で言いますと、この菌床シイタケにつきましては、当然公の施設でございますから、直営か指定管かということで申し上げますと、現状は指定管理者のほうで運営をしていただいているということをし添えておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 次に移ります。防災無線のことです。

昨日、全協の中で説明があったわけですが、入札に影響するからということで、概算事業費の一覧表が提示されませんでした。私が思うのは、既に携帯電話の回線を使ってやる事業だということを決めておられるわけでありまして、同報系と携帯通信網の事業費の比較を出したところで、別に入札に係るような事案ではないと思っておりますけど、かたくなに公表はされませんでした。

同報系と携帯通信網の事業との比較を、なぜ携帯電話通信網のほうになったのかということを知りたいわけでありまして、その比較ができないという状態で今おります。いろいろさっきにも言いましたけど、長野県がこういう防災無線では一番進んでおる県なんですけど、どこの資料を見ても、事業費、維持管理費を見ても、同報系のほうがはるかに安価になっておるわけでありまして、私はここだけ携帯網を使ったシステムが安価であるという説明がどうしても納得できないわけでありまして。

きのうも話に出ましたけど、邑南町ではNTTも入っていろいろなメニューをチョイスしながら、町のほうがこのメニューとこのメニューで比較してくださいということで、同報系と携帯通信網を活用したシステムで、コンテ方式で今入札をしているということを聞いております。なぜ比較できないのかということです。

それと、ここの中に、戸別受信機と——戸別受信機は同報系ですよ——IP告知端末の二重化で2倍の経費がかかると書いてありますけど、果たして、お隣の津和野町さんはIP告知端末に接続したわけではありますけど、名賀の大災害があった後に町長の決断でIP告知で停電・断線した事実があるわけですので、それでは人命が救えないということで戸別受信機を新たに設置しております。その前は、IP告知には各家庭にバッテリーを提供して、停電になっても使えるようにしたわけですけど、何せ無線ではありませんので、線が切れたらバッテリーがあろうがなかろうが受信はできないわけでありまして、ここに一つの大きなリスクが、信頼性という大きなリスクがあるわけでありまして。

そういうことで、全国の自治体の4分の3が同報系を採用しておるわけでありまして、示されたシステムは4つあるわけですけど、その4つの中で4分の1はどれかを採用しておるということでありまして、昨日もありましたように、携帯網を使って防災関連の設備をしておるということは、4分の1の中のまたわずかなものだろうと考えております。島根県ではないということでしたので、今度は邑南町がコンペ方式でどうするかはわかりませんが、一番新しいといえますか、むしろ、先般の議会のアンケート調査でもありましたけど、テレビのない家庭がまだあるわけでありまして、IPの告知が接続していない家庭も、サンネットに加入率が83%と町長が所信で述べられていますので、結構な方がIPにもサンネットにも接続していない。ましてや、そういう状態の中で、携帯を持っておられる方がどれだけおられるかということでありまして、100%告知できるようにするんだという意気込みでしょうけど、果たしてこの方法は、特に高齢者の方、弱者の方に有効な活用かといえますと、私は決してそうではないと思っております。ただ新しいだけでは、きのうもありましたが、将来性があるとか、利便性があるというのは、それは人命と関係のないことだと私は思いますよ。確実に伝えられる、そういうシステムにするべきだと思いますけど、幾ら言っても変わるわけではないんでしょうが、学園の問題もありますし、いろい

ろな財政を逼迫する事案も人口の減少によって起こってくるわけでありますので、本当に子育て支援なり何なりをして人に優しい町というのをアピールするのでしたら、弱者にもお年寄りにも本当に公平・公正でしっかり命が守れる設備、そのような設備を検討するべきだと思いますけど、最後に、ここに総合的評価の結果と書いてありますけど、どこが総合的に評価して、防災無線と携帯通信網利用の比較表を見ただけでも、どこが総合的に判断をして有利と考えられたのか。ただ新しいものに飛びついただけとしか私は思えませんが、いかがでしょうか。こういうことを言いますと、担当された若い職員の方には大変失礼かもわかりませんが、私は町民の今の経済状態、そして、本当にこういうものが、防災無線に対して携帯電話が信頼できるものかどうか、いろいろな観点からこの計画を見直すべき、そのように思いますけど、町長の考えをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） せつかくの通告でございますので、お答えをさせていただきます。

防災通信施設についてということでの質問でございます。

議員がおっしゃられるとおり、人命にかかわる事業であるということ、それから、多額な費用を要するという事で考えますと、十分な議論と慎重な選択が必要であるということは重々承知をしているところでございます。

まず、質問のございました入札方法、それから入札業者、それから結果、こうしたことから公平・公正な選択がされたかということについてでございます。

既設の防災施設設備においても課題等がございまして、住民への災害時における情報伝達の向上は必要不可欠であるため、いま一度、町においても災害時における情報伝達手段のあり方について検討する必要があるということで判断いたしました。

しかし、防災通信施設の検討には専門的知識を要するという事でございます。職員のみをもって適切な判断をするということは困難なところがございます。

したがいまして、基本あるいは実施設計業務におきましては、情報伝達手段そのものの検討、具体的には、御案内もございましたが、デジタル同報系システム、それからデジタルMCAシステム、デジタル移動系システム、そして、携帯通信網事業者活用方式のこの4つのシステムの検討と決定を含んだ内容で業者選定するということが望ましいと判断に至ったところでございます。

その上で、平成30年、昨年8月2日の告示で、吉賀町建設工事一般競争入札実施要綱の規定に基づきまして公告をいたしまして、8月27日に入札を実施いたしました。その結果として4社から応札がございまして、株式会社ニュージェック島根事務所のほうに決定をしたということでございます。

それから、いわゆる選定基準のことでございます。

今回の災害時における情報伝達手段の決定を行うに当たりましては、各システム方式を総合的

に比較するために大きく分けて——先般、全員協議会でも御案内をさせていただきましたが——8つの項目にわたる基準を設けさせていただきました。1点目は信頼性、2点目は耐災害性、3点目が利便性、4点目が機能性、そして5点目が拡張性、6点目がコスト性、7点目が機器耐用年数、そして8点目が財政措置対象の有無についてということございまして、設計業務委託業者に比較検討資料の作成をしていただきまして、さらに、災害が起きたときを想定した場合や町民全体に届けることができるかなどのさまざまな角度から検討を行っております。

検討いたしましたそれぞれのシステムにつきましては、資料でも提示をさせていただきましたが、当然、一長一短あるわけでございます。何度も何度も検討を繰り返させていただいて最終的な結論に至ったということでございます。決して軽んじた議論であったり結論ではなかったということはどうか御理解を賜りたいと思います。

それから、最後のところで、テレビのない御家庭、それからサンネットに未加入の御家庭、あるいはスマートフォン・携帯を持たない方への手だてということございまして。

テレビ、IP告知端末、それから携帯電話などを持たない方の対応につきましては、整備にあわせて検討を進めてまいりたいと思います。しかし、その状況はさまざま御事情があるかと思えます。したがって、一律的な対応は、これはできないということでございます。その方その方に応じた適切な対応ができるように、きめ細やかに対応策については可能な限りの検討をさせていただきたいというところでございます。

それから、今、お話の中で、前段のところで、細々した資料の内容であるとか、それから最後のところ、総合的な判断というお話がございました。このことにつきましては事務方のほうからつけ加えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、昨日のところでもお示しした資料です。これについては私のほうから、入札に関する事項でありますので、資料の提示の方法については慎重を期すというような説明をさせていただきました。

御承知のとおり、繰り返しになりますけれども、入札に関しては、その情報の取り扱いについては出せるものと出せないものというものがございます。そうしたものはもう規定等で決められておるといところでありまして、ただ、今回、こうした御質問等をいただいておりますので、整備に係る総事業費、それから維持管理費、これはもう既に資料で提示をさせていただきました。その次として、昨日提示をした総事業費の幾らかの内訳をお示しさせていただいたというところでございます。

一つの理由といたしましては、入札にかけますと当然競争していただくということになりますけれども、当然、整備事業費に関しては複数の業者さんが競争をするという、こういう形になる

うかと思えます。こうした状況がございますので、そういう取り扱いといたしますか、お示しの方法をさせていただいたというものでございます。

それから、2つ目の津和野町さんの整備状況であったり、二重化——I P告知端末と戸別受信機ということのお話がありました。

津和野町さんの対応につきましては、今、ここで私のほうからどうこうということではございませんけれども、恐らく、考え方としたら、情報伝達の複合化というところは当然肝のところにあっただろうと思えます。

吉賀町の整備の考え方については、I P告知端末を使う。そして、もう一つは携帯通信網、これを活用する。こういう複合化を今は考えているというところでございます。

それから、高齢者の方、それからそうした方々への配慮ということ、これにつきましては、先ほど町長が答弁をされたとおりでございます。これまでのところでお答えをしておりますけれども、できる限りの配慮はするというところで考えてまいりたいというふうに思っております。

失礼しました。もう1点補足をいたします。

昨日お示しをいたしました資料の中に記載をいたしました。現時点でI P告知端末の設置台数、それから、戸別受信機の設置台数をお示ししました。戸別受信機のほうが少ないという状況もございます。そうしますと、現行のシステムをそのまま移行、移行というか、更新をかけますと、戸別受信機をつけていただく。今ついておられる方は設備の更新です。ただし、ついていない御家庭につきましては新たな負担が、新たなというか、そこで負担が発生するというのもございます。I P告知端末のほうが、今、設置台数としては多い状況もあります。こうしたこともこの方針に至った一つの理由というところでもございますので、補足をさせていただきます。

以上です。

○議員（10番 庭田 英明君） 納得はいきませんが、終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、10番、庭田議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで昼休み休憩にします。休憩します。

午前11時53分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の一般質問を行います。

4番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） それでは私、きょう、2件の通告をしております。

まず最初に、大気汚染ということで、春先というか、ちょうど今時分になりますと、空がかす

んで、曇っておるのか晴れておるのかわからんような天気が続き、それが大昔からあるんですけど、私が18で学校を卒業して、大阪か、あっち関西方面へ行ったときに、ちょうど同じような現象で、すごく空がどんよりしとるなあというのを、つくづく感じました。それと同じような現象が、今こちらの田舎でも、毎日ではないですけど、時々あります。

そこら辺で、いわゆる黄砂現象あるいはPM2.5、あるいは杉花粉、こういったものが原因でなると思うんですけど、そのことに対して、とても厄介なことではあります、現状ではどうすることもできないと。そこら辺で、どう言うんですかね、PM2.5に関しては、日本国内でこういうことを言うてあれなんですけど、そんなに最近は発生は少ないと思います。

それで、偏西風あるいは季節風等に乗って、外国からこちらに流れてくるということのほうが多いと思います。そこら辺で、どうにも手の打ちようがないとは思いますが、ただ杉花粉、黄砂は中国大陸と名前を挙げてもいいと思いますが、多分それはあると起こってきます。

それで黄砂も、PM2.5と一緒に乗ってくると、化学変化するのか知らないですけど、ちょっと頭が痛うなったりとかする症状があらわれます。そこら辺で全部、全てのものが、目が痛くはれ、鼻水、頭痛、倦怠感など、人体に大きく悪影響を及ぼし、杉花粉等は、肌に付着すると花粉皮膚炎を発生し、PM2.5に関しては発がん性物質も含まれていると言われております。

天気予報等を注意深く視聴していれば、ある程度の予測はできるかもしれませんが、限界があります。春先に特に多い現象ではあります、ほとんど、大小の差はありますけど、1年を通じて、PM2.5あるいは黄砂現象等は起きています。

いずれも、とても小さい微粒子であって、個人差はありますが、アレルギー現象を、その微粒子を吸うことによって発生し、有害物質の蓄積により、体調不良等も起こります。行政としても、何らかの対策をとるべきですが、何ともいたし方ないのが現状かと思えます。国際問題に関することでもあり、自分で守る以外には方法はなく、場当たり対策となります。そのためには、いち早く現象察知が不可欠ではないかと思えます。

PM2.5に関しては、個人での察知は不可欠であり、観測機器等を設置して、屋外放送を利用して、そういうPM2.5が多いような日には、広く皆さんに注意喚起を促すべきではと思います。住民の多くの方が悩まされております。健康維持、活発な経済活動を維持する、そういったためにも、大変重要なことと思われます。

以上のことについて、町長の考えを伺いますが、よろしく。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大庭議員の1問目でございます。

大気汚染についてということで、お答えをしたいと思います。

島根県内では、毎年春ごろから、大気汚染物質の濃度が高くなる傾向にございまして、これか

らの時期が特に、町民の方の人体への影響が懸念されるところでございます。

大気汚染物質の濃度が高い際には、屋外での活動を控える。家の窓を閉める、目を洗ったりうがいをするなどの個人で対策できることがあることから、町民の方への迅速な周知、あるいは情報提供が非常に重要であると考えているところでございます。

大気汚染物質として、微小粒子状物質、いわゆるPM2.5と、光化学オキシダントが有名ですが、それらは、島根県が県内9つの地点で、1時間ごとに測定監視を行っております。島根県大気汚染緊急時対策要綱あるいは島根県微粒子状物質に係る注意喚起実施要領、こうしたものによりまして、注意報や警報の発令基準と、発令や注意喚起情報の通知方法等が定められておりまして、吉賀町では、益田測定局における測定値が基準に達すると、島根県から通知があるような状況でございます。

通知があった際でございますが、学校、保育所、公民館、福祉施設あるいは事業所などに、各所管課より連絡を行うほか、防災無線やケーブルテレビ等を通じて、町民の方へ情報提供することとしております。また、これら大気汚染に関する観測値につきましては、島根県のホームページからも閲覧することが可能となっておりますことを申し添えておきたいと思っております。

吉賀町では、今までのところで申し上げますと、注意報や注意喚起情報の発令実績はございませんが、今後も島根県と協力して、大気汚染の緊急時対策に努めてまいりたいと思っております。

なお、通告にもございましたように、観測機器を設置してはどうかということでございますが、現時点におきましては、このことについては検討していないのが現状でございます。先ほど申し上げましたように、島根県の要領に基づいて運用を行っておりますので、当面、これに基づいた注意喚起あるいは周知活動に努めてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、御答弁で、吉賀町には設置するつもりはないと言われました。その理由をちょっとお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 身近なところでそうした観測機器があれば、それはそれでいいのだと思いますが、現状におきましては、県が設置した益田の観測局からの情報で、これも瞬時に、島根県のほうから情報が入るというマニュアルになっております。

数字的なことで申し上げますとPM2.5、これは人の髪の毛の30分の1ぐらいの微粒子だということなんですけど、益田地域といいますと、益田市、それから津和野町、吉賀町、この3つが、行政区単位ごとに発令の区分になっております。

それで、仮に一定の基準を超えますと、島根県のほうから情報が入るということで申し上げたわけでございますが、マニュアルといたしましては、これ窓口が、島根県環境生活部の環境政策

課のほうになっておりますけど、市町村の町長部局あるいは教育委員会を通じて、当然、出先が浜田、益田にあるわけでございますから、そうしたところも経由してくるとなるかと思いますが、即座に市町村のほうへ情報が入ってきて、注意喚起の指示があるということでございます。

市町村のほうへ、吉賀町のほうへその情報が入りましたら、先ほど申し上げましたように、それぞれの出先機関、保育所であったり、学校であったり、それから福祉施設であったり、それから、教育委員会のほうへ情報が入れば、管内の小中学校のほうへ情報を伝達をすると。住民の方に対しましても、申し上げましたような告知等で情報提供をさせていただくということでございますので、機器の設置の経費につきましては、私もまだ見たことがございませんけど、恐らく、そう高価なものではないと思います。

価格的に安いものも当然あるんだろうと思いますけど、今申し上げました島根県が行っておりますマニュアルで十分対応できるという判断の中で、現状においては、吉賀町独自の観測の設置については考えていないということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 県のマニュアルに沿ってやれば十分対応できるということですが、天気予報等、私いつも注意深く何しとるんですけど、天気予報、吉賀町は、某局の天気予報を見ると、当たらんケースがすごくあるんですね。ほんで、私どもが判断するには、広島、島根、山口を足して、3で割ってようやく、ああこうなるなあというような、そういう状況なんです。吉賀町にも、そういう観測機器は設置すればいいのになあというのは、天気予報でも常に思うております。

それと、天気予報と同じように、黄砂あるいはPM2.5に関しては、化学物質、それらに関しては、偏西風あるいは季節風等、いろんなものに乗って飛来するという状況があります。杉花粉等はあれですけど、そこら辺で、天気予報とよく似ている現象があるんですよ。そこら辺ではやっぱり、島根県で9カ所あり、近くでは益田に1カ所、それで判断するというのは、ちょっと粗いなあと感じるんですよ。

町内でも多くの方がこの現象に悩まされており、それで、医療費等もかなり食い込むことも事実であり、また、健康被害も起きており、先ほど言いましたけど、経済活動にも大きく影響するということもあり、そこら辺で、県のあれに依存するのではなく、やはり、先ほど町長言われましたけど、そんなに高い機器ではないだろうと。そこら辺でやはり、町としても、町民の健康を守るという観点からも、どうでしょうかね。再度お伺いしますけど。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 住民の皆さんの健康を害するようなことがあれば、これは当然、早い段階で対処しなければならないということでございます。

天気予報のお話がありました。私は、最近の天気予報は随分当たるなというふうに思ってますけど、ネットとか、そういった環境がないと難しいんだろうと思いますけど、島根県が今持っているという益田観測局の話もさせていただきましたが、調べてみますと、環境省であったり、それから日本気象協会、こちらのほうもPM2.5、大気汚染の情報管理をしているということで、環境省も、それから日本気象協会も、吉賀町で言いますと中国・四国エリア、あるいは中国エリア限定をして、情報をつかんでおりますし、天気予報なんかで言いますと、私もこちらの天気予報を見るときには、どうしても山口であったり、九州北部であったり、そうしたところの情報も見ております。

当然、災害とか、そういった時期には、役場の担当の職員も、おのずと吉賀町よりも、特に西の方向を注意をしていくということをごさいますて、皆さん、本当にそうだと思います。

それで、環境省と日本気象協会の話をさせていただきましたけど、環境省で申し上げますと、これ、ネット上でそらまめ君というシステムなんですけど、そういった名前のですね。申しましたように、中国・四国をまず限定をして見ることもできますし、九州一円のエリアもPM2.5、大気汚染の状況を見ることができます。

それから、日本気象協会のほうも、これも同じをごさいますて、拝見いたしますと、特に、中国地方は山口県の限定の情報もあれば、九州地方はそれぞれ、県ごとの情報もありますし、島しょ部の情報も見られるということをごさいます。

ネット環境があれば、こうしたことが見られるわけをごさいますけど、町民の皆さんが、すべからず、こういったネット環境があるかと言えば、決してそうではないわけをごさいますので、特に、こうした時期で、春先にはこういった天気が多いわけをごさいますけど、島根県だけの情報に頼るということではなくて、大気汚染とか環境に関する業務を行うセクションもあるわけをごさいますので、天気予報と同じように、吉賀町のある位置よりも西の情報を、早い段階でキャッチをするということは、これは可能をごさいますので、県の情報と、今申しあげましたような情報、まだほかにもあるんだと思います。そうしたところを勘案をさせていただいて、住民の皆さんへの注意喚起に努めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今言われたこと、ちょっと、余り理解できないんですけど、余り高い機械でもないのだし、やっぱり、積極的にそういった姿勢も見せていただくということでは、やはり、そんなにブレーキがかかるようなことじゃないとは思うんですけどね。

今、お隣の国がすごく、特にPM2.5に悩まされて抗議するとか、そういったことも新聞等に流れたりしておりますし、今後も、そこら辺の大気汚染というのは、ますますひどくなる可能性がすごく高いと思うんですよね。そこら辺で、やはりこれは、杉花粉なんかはある日突然起こ

ると言われますけど、PM2.5とか黄砂現象とか、そういったものは、積み重ねでだんだん肺にたまるとか、そういった積み重ねで出てくると思うんです。

それで、次の2番目の質問にも関連しますけど、やはり、子育て支援ということでもありますが、そういった意味でもやはり、小さな子どもたちを守ると、そういう意味でもやはり、今から子どものためにも、地域におる人のためにも、やはり健康を害さないような、そういう対策は、大気現象ですから、自分ではどうすることもできませんので、やはり、そういった注意喚起を促すということでは積極的にやる方向で、ぜひ検討されることを望みます。

それで、これ以上言うても一緒でしょうから、次の質問に移ります。

次の質問では、子育て支援についてでございます。

町では、きめ細やかで手厚い子育て支援を行っております。県の内外からも視察に訪れておられるということを知り、大変誇りに思っているところだと思います。

この子育て支援というものは、とても大事なことであり、先人たちがこういった対策を講じられて計画し、今、実施されているということは、すごく素晴らしいことだと思っております。

ただ、どう言うんですかね、今の経済状況を見ていると、やはり、これでいいのかなという、つくづく感じております。

子育て支援については、他の地域においても、大小の差こそあれ、知恵を絞っておられるところだと思います。そういった中でもやはり、少子高齢化の波が、日本のほとんどの地域で起こっており、国策にもかかわり、すぐに解決することではありません。そして、長いスパンで考えざるを得ないと思います。町としても、大変大きな課題であると思います。

そこで、現在、子育て支援施策、特に、その中で、経済的支援である保育料の完全無償化、あるいは学童の完全無償化、給食費の完全無料、そして、高校生までの医療費の完全無料、そういったことが行われておりますが、ただ、保育園に関しては、ちょうど今、国会で議論されていると思っておりますけど、幼保に関しては、10月ぐらいからちょっと無料化とか検討しているようでございます。

それは除きまして、全保護者ではなく、やはり、所得制限等を設定して、今もこのいろんな問題が山積されている中で、もう時期的に、やはり、かじ取りを行うべきではないかなとつくづく感じております。

吉賀町という船を今後も守り、ずっと進展していくためには、やはり、思い切ったかじ取りというのはすべきだと思います。町長にとってはやはり、せっかくしたのに、私のときでそういうことはしたくないという気持ちは重々わかりますが、ただやはり、今しなくてはやれんと思っておりますが、そこら辺、ぜひお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、子育て支援事業についてということで、お答えをしたいと思います。

少子化につきましては、地方、とりわけ吉賀町のような小規模自治体においては、喫緊の課題であると認識しております。

平成27年度から総合戦略及び人口ビジョンで人口減少対策に取り組み、年度ごとの変動はあるわけですが、この5年間という短いスパンの中でも、一定の成果を上げているというふうに考えているところでございます。

この要因につきましては、吉賀町の子育て支援事業の柱であり、いずれも所得制限を導入しない認可保育所の給食費を含む保育料の無償化、小中学校学校給食費の無償化、そして、高校生までの医療費の無償化等の施策によるものも大きいというふうに考えております。

国におきましても、子育て支援法改正案が、ことしの2月12日に閣議決定をされまして、本年の10月より、3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育所等の利用料が、所得制限なしで無償化される予定でございます。

御指摘のとおり、町民の皆さんの中に、子育て支援に所得制限、この導入を求める御意見があることは承知をしておりますが、町といたしましては、これまでの成果や今後の国の動向等を踏まえ、所得制限を設けずに、制度を継続していく考えでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、国のあれで言われましたけど、0歳から2歳児に関しては低所得者世帯というふうに、これ、新聞の情報ですけど、あれですけど、3歳から5歳児に関しては全世帯と、そういうふうに書かれておりますが、その辺ちょっと、若干私と認識がずれておりますけど、それは置きまして、今、町内の現状というのは先般、六日市学園等も経営行き詰まりで、やはり、町の支援を得られないということで、撤退せざるを得ないと、そういったことを言われてきております。

また、六日市病院におかれましては、六日市学園で、やはり、六日市病院のスタッフをつくり、そして、六日市病院に就職していただくという、そういった意味でも、六日市病院のスタッフを確保のためにも、ぜひ、六日市学園は継続していきたいというような意向を聞いておりましたが、撤退せざるを得ないということで表明されました。

これがひとつの一例ではありますけど、今、全ての起因というのはやはり、人口減少がすごく影響すると思います。それで、当町においても、若干ではありますけど、だんだんと人口は減ってきております。そういった中で、このままずっと継続するには、やはり無理があると思います。

いずれ、税収の減少あるいは交付金の削減、各企業体の経営不振、それに伴う補助金の拡大、

今後予測される超高齢化現象によって、年金縮小、そういったことが起こると思います。それにより貧困の拡大、あるいは医療費・福祉費の増大が発生することは目に見えていると思います。

収入が減り支出がふえる現象を、このまま放置することはできないと思います。当然、収入を、町としてもふやす工夫、あるいは支出を減らす努力をしなければ、いずれ、破綻することになると思います。

いろんな分野での削減努力が迫られております。例外は全く認められないと思います。子育て支援を続けるためには、削減できるところは実行に移らなければなりません。各方面の要望、施策等の課題をひとつひとつ解決し実行するためにも、整理すべきです。

子育て支援で、経済的支援の、先ほど申しましたような保育料、あるいは給食費、あるいは医療費等、こういったものの補助。保護者の方には本当に助かっておりますし、また「本当に助かりました」という声も聞いております。そういった意味では、すごくすばらしいことであります。

ただ、先ほども申しましたように、やはり、ある程度の所得、あるいは数字を申し上げるのはいかがかと思いますが、700万円、600万円とかの所得がある方に、やはり、それだけの支援をする必要があるのかという、そこら辺もやはり、本当に支援を必要な家庭のためにはそういった制限は設けるべきであり、また、経済的負担の率というのも、低所得者にとってはとても助かりますけど、高所得者にとっては、そんなに経済的負担率というのはいちいち低いと思います。こういったことを考えて、やっぱり、適正な予算配分を求め、一定以上の所得のある方には、当然廃止すべきと考えます。

今まで、町のあれを参考にして、国がそういった支援策を打ち出したとまでは言いませんけど、やはり、日本じゅうに、吉賀町のあれは大きく影響を及ぼしたことは、多分間違いないと思います。そういった意味では、すごく誇りに思いますが、やはり、今申しましたように、高所得者と言うてはあれですけど、やはり、ある程度の所得がある方には、やはり我慢というか、そういった支援はすべきではないと思っております。

そこら辺で再度、ちょっとお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど答弁をさせていただきました、3歳から国の無償化の予定。3歳から5歳は所得制限なし。それから、申し上げませんでしたけど、先ほど御紹介ありましたように、0歳から2歳については制限があるというのは共通の認識でございますので、まず申し上げておきたいと思っております。

それから、一定のラインを設けて、所得制限によって支援をしたらという御提案なんですけど、これ、去年も一昨年もこの議会の一般質問、あるいは予算の質疑の中でお答えをしたと思うんですが、所得制限だけで、はいじゃあ、仮に制限をする。いわゆる支援に差をつけるということに

なりますと、なかなか、その家庭の状況もあったり、所得だけで、子育ての度合いがどうなのか。大変なのかそうでないのか、なかなか推しはかるのは難しい部分もあるんだろうと思います。

例えば、子どもさんの健康状態、御家族の健康状態、それから家庭環境ですね。そうしたことも、いろんなことを総合的に判断をしませんと、その御家庭の状況、所得以外の部分がありますので、そこら辺も、やっぱり考えていかなければならないと思いますし、もうひとつは、教育の現場に所得の格差の部分が、あってはいけませんけど、子どもさんのほうへそうした情報が、やはり、直接的にはないにしても、間接的にもし入るんであれば、これはやはり、子育てにとって、教育の現場にとってはふさわしくないということもあります。

そうしたこともいろいろ考えますと、現状においては、まず、これまで行ってきた、吉賀町の場合は、平成27年度から完全無償化ということで所得制限も設けていないわけですが、この制度を、現状の中においては続けさせていただきたいということでございます。

それから、本当に、吉賀町内はいろいろな問題が渦巻いていまして、大変な毎日でございますが、予算をやはり、めり張りをつけるといいますか、優先順位をつけてやりなさいと、こういった御意向だろうと思います。

ことしの10月からああして、幼児教育の無償化ということで、国のほうから、新しい財源が入ってくるという事でございます。10月から3月までは、国費で10分の10見ようということですから、吉賀町、今、去年の12月の保育所の入所の状況を見る中で試算をいたしますと、これは中期財政計画の説明の中にも幾らか触れさせていただいて、その中には、もう既に入れておりますけど、参入させていただいていますが、ことしの10月から3月の6カ月間で、国からの財源としては約2,200万円というものはじき出しています。これは、今年度に限っては10分の10。ですから、全て国費で見ていただく。

同じ状況で、平成32年度にスライドすると、倍ですから4,400万円。これが今度32年度からは10分の10、国費でなくて、国が2分の1、県が4分の1で、吉賀町が4分の1と、こういったつくりになります。

ですから、4,400万円の、いわゆる事業費に対して、概ね3,300万円ぐらいが国費・県費で入ってくる。吉賀町の持ち出しは1,100万円だと、こういうことになります。ですから、財源的には非常に助かるわけです。

ところが、吉賀町は平成27年度から、単年度で大体、3本柱で少子化対策をやっているものが、事業費が大体七千四、五百万円なんです。それを続けながら、新しい財源として、概ね1年間で3,300万円あるということですから、一般財源の持ち出しが少なくなると、こういうことです。

ですから、じゃあその3,300万円をどういうふうにするかということ。これは昨年、公民

館ごとに行った座談会でも、ある方からの御提案をいただきましたが、新しい財源を今の少子化対策に上乘せ、あるいは新しい制度設計をさせていただいて、さらに少子化対策を進めていただきたいという御意見も、現実問題ありました。

それから、いろいろ想定されますのは、新しい制度、少子化対策もできると思いますし、今度は、高齢者対策であったり、少子化対策であったり、そちらのほうに使うこともできますし、いろいろなことが想定されるわけでございますので、今のその無償化の制度を続けていながら、新しい財源のありようといいますか、活用の仕方は、これからやはり検討していく余地がございますので、いろいろな方面にわたって、財源の活用方法、用途については検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 新しい財源を期待して、まだまだ検討していくということでございますけど、先ほど申されました国からの補助金4,000万円とか3,000万円とかいうのは、幼保に関して、そういう意味ですよね。それ以外の医療費のとか、そういった部分は、また町の単独財政かと思います。給食費とか。

それと所得で、そういったことを判断するのはと言われましたけど、家庭によって、それぞれ事情があるというのは、私も承知しております。

そういった中で、やはり所得以外のいろんな事情、そういったものは、今、子育て支援の中で、さっき申しました3本柱といいますか、そういった以外にも町は、いろんなきめ細やかな子育て支援策でカバーしていると思うんですよね。

その辺でやはり、そういった家庭内の事情というのは、そういうことでカバーできていると感じます。それで、先ほども申しましたが、経済的支援である、そういった医療費の無償あるいは給食費、そういったことに関してはやはり、財源はまだまだ違う方面でも、すごく必要なことが起こってきており、今後も可能性があるので、やはり、そういったことは改めるべきと思うんですけどね。そこら辺再度、どういたしますかね、先ほどの件も含めて、3,000万円、4,000万円は、保育園とか、そういうことだけですかね。それも含めてちょっと御答弁。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 国からの財源は少子化、幼児教育ということでございますので、当然、限定はされると思います。そこらあたりは、しっかり使い方のところは整理をしていかなければならないというふうに思っています。

それから、所得制限のお話でございます。それも含めて、これもこれまで申し上げておりますように、今のスタンスといたしましては、現状の少子化対策を継続をさせていただいて、29年度もああして、新生児が50人おりましたけど、残念ながら、本年度はまた、31人ぐらいに下

がるということで、どんどんどんどんふえればいいですけど、やはり、少しずつ波があって、その波の振れ幅を少しずつ少なくして、だんだん総対的には、子どもの出生数を上げていくということが必要ですし、それがまさに、今、人口ビジョンをつくって総合戦略を行っている部分でございますし、重点施策としても、この少子化対策を続けていくという柱があるわけでございますので、当然、この期間においては、それを目途に、しっかりこの施策を展開をしまいたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 大体これでわかりましたというか、町長の今後のあれということも察したんですけど、やはり、多くの方が、こういった所得制限というのは設定すべきということ、そういった意見を聞いておりますし、現に、受けておられる方も、そういった意見もあると思います。

そこら辺でやはり、思い切って考えていく、そういう時期が来ていると思うことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、8番、大庭議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで休憩します。10分間。

午後1時38分休憩

.....

午後1時48分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番目の通告者、2番、三浦議員の発言を許します。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） それでは、通告書に基づきまして、町長に1点質問いたします。

外国人増加に向けたまちづくりという題で質問させていただきたいと思います。

ここ最近、全国的に何年か前も、何十年前前からですが、外国人を受け入れるということで、全国展開しているわけですが、本町においても昨年の統計でいいますと134人という統計が出ております。

134人ということは、これを人口比率にしますと2%といった数字が出ているわけですが、特に中国地方5県で30地区ありまして、吉賀町はそのうちの10番目と。そして、島根県でいいますと、出雲が9番目、3,730人と、これは人口のその地区地区で絶対数が違いますんで、そういったことも含めまして、統計的にいきますと、この吉賀町は2%ということで、中国管内でも多いほうじゃないかということと言えます。

それで、いろいろ中国管内の今言いました統計を見ますと、いろんなことがわかってきます。

いろんなことがというのは、地形的なこととそこの地域に関しての産業、そういったことで、まず上位が中国管内では東広島が上位1番なんですけど、ここらはどうも聞きますと、電子工場、工場関係がかなり多くて6,537人と、これはここの本町の人口数なんですけど、こういった関係で、当町は今のヨシワ工業初めいろいろ6業者、7業者ぐらい、こういった外国人の受け入れの企業があると思います。

これから今、この当町にしても何人かの受け入れはしているわけですが、やはりこれまで全国的にいろいろなトラブル等々あったこともあるんですけど、当町は幸いそれほど大事件といえますかこれといったことはないと思います。

しかしながら、今後入国外国人改正法、入管法、これが4月に施行されますんで、全国的にこれが展開しますと、やはりこの町も人口がふえてくるという予想はされる場所なんですけど、まず人口がふえるということはいいことなんですけど、これによって企業は人手不足、そういったことで、人がふえてくれば仕事もふえると、そういった形になると思いますんで、そういったメリットは出てくると思います。

ただし、やはり外国人の方なので、まず言葉、語学からあと生活環境、習慣、そういったものがかなり違ってきます。やはり、私らも外国に行っても感じ取られる場所なんですけども、そういった壁といえますかそういったものがありますんで、どうしても小さいながらいろいろな支障が出てくるということが、今からどんどんいえますか徐々にふえてくるんじゃないかなと予想されます。

その中で、企業はそういったメリットがあると思います。その中で、やはり支障の中で、それをカバーするためにその企業が教育の部門をつくりまして、語学とマナーとそういった教育をしていくと。これはその町で起業する企業も、やはり一番大事なことでありまして、それに伴いまして、企業も売り上げを上げていくとか元気になると、そういったことになると思います。

それじゃあ、企業じゃなしに役場関係、そういった自治体はどうかといえますと、各自自治体、全国的にも、こういった外国人受け入れに対して入管法等々に基づきまして、まずここでいいますと税務住民課がそれに当たるといえますが、まずこちらに來られて住民票の手続、また課税、所得等々のそういった手続きがあると思います。そこら辺の手続から始まりまして、そっからいろいろな保険の面とかいろんなのがあるかもしれませんが、そういった完備といえますかシステム、そういったスムーズにできる簡素化した、そういったシステムが必要じゃないかと思いません。

そして、もう一つ、やはりこれもどういいますか、町民からいろいろ意見もあるんですけど、やはり先ほど言いました、企業がその外国人を育てるのは当然でありますけど、やはりそのクッション役といえますか、そういった事柄に関して、企業同士が集まって外国人交流協議会とかそう

いった感じの形のものをつくると。また、もしくは自治体と企業がそういった合同で協議会をつくると。その中でやはり、例えば細々言いますと、月に1回、2回とかそういったところで話し合いの場をもちまして、いろいろないいこともあるかもわかりませんが、問題等々も、課題等も出てくると思います。

やはり、そういったクッション役といいますか、そういったものをつくらなければ、やはり今後外国人労働者が増えた場合に、また就学される方もいると思いますけど、まずはそういった構えといいますか、そういった準備をしておかなければ、後々何かあればなかなか対処の仕方もおくれてきますし、やっぱりそこはスピード感を持ってスムーズなことで、そういったトラブルを回避すると、そういったシステム、また団体が必要ではないかということで、町長にお聞きしたいと思います。

まずは、この本町において税務住民課から入りますけど、後、保険の関係とか後、総務の関係とかいろいろあると思いますけど、本町においてはそういったシステムが今、どのようになっているか。まずそこら辺から聞きたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、外国人増加に向けたまちづくりについてということでお答えをしたいと思います。

施政方針でも述べましたが、このたびの「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の施行によりまして、今後多くの外国人の方が就労や就学により流入することが予想されております。その分、議員が御指摘のとおり、企業においては従業員の確保の面で、また消費の面などから経済効果も期待されているところでもございます。

今後、増加が予想される外国人でございますが、農業、福祉、医療、製造業などさまざまな職種で働く方、さらにその家族や学生などが想定されます。また、国籍で申し上げますと、中国や東南アジアを中心に多くの国々の方が予想されております。

町といたしましても、これら外国人の方々と住民が共生していけるまちづくりを基本とし、さまざまな支援をする必要があると考えております。生活面、それから学校教育、医療や危機管理の面において、言葉、文化や習慣の違いから多くの問題が発生することも予想されます。そのため、行政情報の確実な伝達と要望の受け入れなど、双方向の情報伝達が可能となるよう、行政窓口の充実を図っていく必要があると考えております。

具体的には、多言語に対応した情報冊子の作成も必要があると考えています。また、外国人を受け入れる法人などに対しましても、有効な支援策について協議してまいりたいと思っております。

島根県におきましては、日本語指導が必要な児童、生徒への支援、外国人住民の生活や日本語

教育の支援、そして外国人を雇用する事業者への支援からなる外国人の受け入れ共生事業に対し、予算を増額し、新たな事業も導入しているところです。島根県庁の文化国際課におきましては、しまね多文化共生推進事業として、日本語や日本の文化の習得を主な目的とする外国人向け事業についても充実を図っているとの案内があったところでございます。

また、益田広域事務組合におかれましては、本年2月の理事会におきまして、圏域で増加する外国人の支援策について依頼をしておりましたが、定住外国人生活支援協議会、これは現段階では仮称でございますけど、こうした協議会を立ち上げて、日常生活相談、教育相談、就労相談、危機管理あるいは医療相談等について対応している計画があるというふうに聞いております。また、その事務調整を始めたところでございます。

本町のこうした県や広域の事業を有効活用いたしまして、具体的なスタッフも織り交ぜながら、外国人の増加に向けたまちづくりを図ってまいりたいと考えておるところでございます。

とりわけ、役場の中はどうかということでございますが、先ほども御案内がございました、一番外国人の方との接触が多いのは、届出等で税務住民課だろうと思います。ただ、そこに限らず、健康保険の問題、それから外国人の世帯の方のお子様が生まれて学校へ入学すれば教育の問題、あるいは移住定住等、本当に多岐にわたるわけでございます。

またのちほど再質問があればお答えをさせていただこうと思っておりますけど、島根県が今、準備している制度であったり、それからまだ詳しいことまでは我々も承知しておりませんが、国におきましては法務省あるいは厚生労働省のほうで、何からの総合窓口の設置についての財政支援について、今、検討中のようにございますので、そうした情報を早い段階でキャッチをさせていただいて、対応が可能であれば手を挙げさせていただきたいというような心準備でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 町外では、各県でも、私が調べたいいろいろお聞きしたこともあるんですけども、やはり外国人が入る受け入れの件は、そういった事務システムと申しますか、そういったこともかなり進んでいるところも全てではないですけどあるみたいです。やはりそういったところを習って、ぜひその辺のシステム改善と申しますか、手続の簡素化と申しますか、そういったものをしっかりやってほしいと思います。

また、町民からもこうこうこういったけども、何時間も待たされたといいますか、なかなかそういった手続上のシステムの完備ができていなかったみたいな話も聞きましたんで、こういったことを質問したわけなんですけど、要は今後そういった外国人もどんどんふえてきますんで、環境も違ってきます。町民の感情もやはりありますので、今現在もやはり何人かが来られて空き家に移住するとか、そういった話もぼつぼつふえているわけですが、やはりその中にもいろいろな問題、すんなりスムーズに入れる問題、いろんなさまざまなこともあります。

一番には町民、吉賀町民がいかに安心して外国人との交流ができるのかと、ということが一番最終的には、最初にも最終的にも一番大事なことと思われまじけれど、やはりそこを推測しながらやっていくことが一番大事でありますし、事務的にどうこうやりますということじゃなしに、やはり人間対人間の、先ほど町長言われました就労を介していろいろなことに関しての相談窓口を設けると、そういったことも当然大事なことです、やはり環境も全て違うわけですから、そこはやっぱり丁寧に接してやっていかないといけないと思いますし、また去年も私、こういった質問をしましたが、こちらで、吉賀町でイベントがある場合、そういったときの交流も含めて町民と外国人の方で共同で楽しむと、そういった形をつくっていくのも大事かと思っております。

今、本来は、本日は六日市病院、六日市学園のことをメインに言いたかったわけですが、先日の新聞報道によりまして、話し方も質問の仕方も若干変わってきますけど、残念なことで、あと3年という話もありますけど、やはり町としても今の外国人労働者に関してもしっかりした支援を前向きにやっていかないといけないんじゃないかと思っております。

もう一つ、ちょっと細々したことが質問しますが、まず町民窓口と言いましたが、その中で今、郵便局等々でリースか売られているかどちらかなんですけど、翻訳機、通常二、三万ぐらいする機械なんですけど、そういった翻訳機を当町においてそれをリースするとか助成をするとか、そういった考え方、また生活環境に関してですけど、まず住居、今、空き家バンク等々ありますけど、そういった外国人向けの窓口を設けるとか、ちょっと細々したところですけど、実際一番これがまず住民で入って住むと、あと交通面もいろいろありますけど、またもう一つ言えば夜の外灯、防犯灯等とありますけど、そういった町の対応として、これからこうやって、そういう面はこうやってやっていかなきゃいけないと、そういった町長のお考えがあれば伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 制度的なお話もしていかなければいけないかなと思っておりますけど、先ほどの答弁させていただいた中で、まず広域の事務組合で検討を始めたということでございますが、実は私のほうから理事会のほうで提案させていただいた案件でございまして、例の特区の関係で地域限定の通訳案内士を今、養成をして、広く多言語にわたってということではないんですが、なかなかその活躍の場がないと。観光地での活躍はあるんですが、それ以外の活躍の場がない。観光地でということになると、なかなか吉賀町で通訳案内士の方が活躍する場面が実際問題ないわけです。

となると、我々もその広域事務組合の一員として、負担金をお支払いをして、その要するに見返りがないということなので、せっかく育った、養成した地域限定の通訳案内士を、今回のような共生社会の実現のための外国人の支援に使うのはどうだろうかという提案をさせていただき、

事務局のほうでその気持ちを汲んでいただいて、その制度設計に事務方のほうが入っています。

まだまだ緒についたばかりで、今から制度設計していくわけですが、先ほど御紹介したような協議会なるものをつくって、そこに登録をすると。地域限定の通訳案内士だったり、日本語学級の先生もいらっしゃいますし、それから学校現場での補助員もいらっしゃいます。

こうしたことをしっかり、全体を網羅する形で登録をして、そうした組織に登録をして、業務内容は日常生活の相談であったり教育相談、就労相談であったり医療相談であったり、幅広くその支援をするような組織をつくって、そうした人材を、これは常駐とはなりません、広域で養成をした通訳の方ですから、派遣をする。定期的に各市町の市役所あるいは役場のほうへ出向いて、常時ではないですが、日にちを決めて出向いていただいて、いろいろなサポートをする。こうしたことを今、広域のほうで考えていただくのを、今、スタートしていただいています。

ですから、いずれかの段階でそれが制度設計できて、協議のテーブルに乗ることを1日も早く待っているところであります。

それから、島根県がああして、先日も副知事をトップに支援会議を設立をされて、13人の県の幹部の方が構成員でスタートいたしました。先だって、島根県の共生社会実現に向けての財政支援に向けての制度設計の説明会があって、役場のほうも担当の職員が出向いて、私も復命を受けているところでございますが、いろいろなメニューがございます。総額で島根県全体で1億9,000万ぐらい予算措置をしている中で、なかなか県の事業ですから直接吉賀町がということではないですけど、県がする事業の中で、やっぱり吉賀町が十分使えそうなものがあるわけです。

例えば、外国人の相談体制のサポーターを市町村に派遣をするとか、それから訪問型の日本語学習の支援をするとか、そうしたことをいろいろメニューがありまして、それから企業と住民の方とそれから外国人の方が交流をする場を設定をする、そこに財政支援をしようとか、使えそうなメニューがたくさんあります。

ですから、そうしたことを早い段階で制度をキャッチして、使えるものはしっかり使う。最近はそのでもないですが、以前はごみの出し方で苦情が役場に来るとか、企業のほうへそのお話がいつて、企業の方が本当にごみの分別の方法を宿舎に行き行って教えるとか、本当に苦労していらっしゃるわけですから、それをその企業だけでなく、留学の外国人だけでなくして、地域全体でそのサポートするような、福祉でよく言う地域包括ケアシステムなんですけど、そうしたことができれば非常にいいかなと思っています。それが県の制度です。

それから、国の制度でいいますと、先ほど少し申し上げましたけど、全国で一定の条件があるようなんですが、100カ所程度、各自治体のほうへ総合的な相談窓口を設置をすると。1カ所について上限で1,000万円交付金とこういうことです。これが、私もある雑誌で見たんです

けども、まだまだ国のほうから県に通じてその情報が降りていない。こうしたものも具体のものが見えれば、即座に検討させていただきたいということで、今、担当課のほうにはお話をさせていただいておりますけど、そうしたことを国とか県の情報をなるべく早くキャッチをして、早い段階で外国人の方のサポート、共生社会の実現に向けた支援ができるように、これは取り組んでいきたいと思っております。

六日市学園のお話がありました。これはほかの議員さんからも、後ほどもあるようでございますが、現状は御案内のとおりでございます。まずは、現在4名の留学生の方がいらっしゃる。それからことしの来月、4月には新しい留学生の方が三十数名いらっしゃるということでございます。今、先方さんのほうへお伝えをしております学園さんのほうの体制が固まれば、その支援に向けての協議をさせていただきますということもお伝えをしておりますので、具体のものが見えた段階で、役場のほうと学園さんのほうで協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、お話のありました郵政のほうなんですけど、私も承知しておりませんが、翻訳機のリースとか助成の問題、そうしたことは、そういったものがあるのであれば、それは本当、窓口とかで使えるもんだと思いますので、また検討させていただきたいなと思っております。

とりわけやっぱり、住まいとか交通とか外灯のお話もありましたが、これはやっぱり総合的に生活のサポート、支援をしていかなければならないということでございます。そして、吉賀町6,300人足らずの小さな自治体なんですけど、そのうちの130人から150人は外国人の方がいらっしゃる。2.1%は外国人の方、100人に2人が外国人の方、外国人ということですから、住民基本台帳登録していらっしゃる吉賀町の住民お一人お一人であるということには変わりがないわけでございますので、等しく生活がしっかり担保できるようにしっかりと責任をもって対応させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 県に盛りだくさんの補助金等々あるらしくて、ちょっとほっとしますけど、とにかく最終的に時代の流れはもうめまぐるしく変わってくるわけですが、当町もそういう外国人受け入れの体制もしっかりしながら、もう始まっているわけですけど、今からどんどんそういった話も出てくると思います。

私個人的にも、これから農業、建設業初め三、四業者はもう既にそういったところにもう目をつけております。そうしないとなかなか業務が進まないという現実でありますので、とにかく外国人の方が来られて就労、就学でもいいですけど、この町に溶け合う、町民もまず第一に安心して暮らせる、そして外国人も来て安心して暮らせると、そういった理想的なことを言いますが、それを一番なんで、そういったことを目指してもらって、とにかく外国人受け入れに関しては、行政のほうもスムーズな受け入れとまた助成等々、そういったことをしっかり腰を上げてやって

いただければと思います。

以上、終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、2番、三浦議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで、5分間休憩します。

午後2時16分休憩

.....

午後2時23分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

6番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） それでは、私は2点通告をいたしておりますので、まず1点目は、施政方針についてというお尋ねなんですけども、施政方針は、決意の表明ばかりでなくて、具体的な中身であろうと、私は思っております。中身を見ますと、昨年より際立って今年度これだという新しく思われるようなものが、私としては受けとめておりませんが、最終年度、31年では、過去の総合戦略のことなんですけども、来年度31年ですね、それが最終年度で5年目ということは、過去の4年間の総合計画に対しまして、まず行うべきことは、これまでやってきた政策の成果の検証ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

時代遅れの規制や制度というものを大胆に改革するということが大事だろうと思ひますし、その上に立って、当町の新しいイノベーションについてお伺いしたいというふうに思ひます。

ここでは特に不断のこの見直しが必要であるということをおし上げたいと思ひますし、ともに現在まで行ってきた公政策に対しまして確実に成果は上げて、そのことが町民に、住民に、あるいは町の活性化につながらなければ、私は何の意味もないことであろう。ただ、予算、事業消化をただけではないかなというふうに、言い過ぎかもしれませんが、私は感じております。

そして、今年度の当初予算の総額は71億円のうちに総合戦略を見ますと6億5,300万円ぐらいの予算を計上してございます。県はどうなのかなということになると、県の全体の予算が4,687億円、県もしっかり、686億円ぐらいを総合戦略に使っているということは、かなり総合戦略、人口ビジョンというものに重きを置いておる予算編成だというふうに、私は思っておるんですけども、先ほどの質問の中でも人口ビジョンに対しては一定の成果があったというふうな答弁もありましたけども、そうしたことは大いにこの吉賀町にとって成果、活性化につながってきたんではあると思ひますけども、中にはそうでないというふうなこともあるのであろうというふうに思ひますが、そういった意味で、まず検証して、4年間といたらかなり長いんですよね。

そうすると、その4年間、あるいは来年度の予算を入れますと約30億円の以上の、全体です。よ、総合戦略の。というものを費やすんであろうと思いますので、そうした予算が執行状況であつたり成果であつたりというものを、いろんなことを検証した上で、当然ことしの新しい予算編成の中で、事業のいろいろ仕分けをされたんだというふうに思いますし、施政方針の中にも27ページに、施政方針の中の27ページに過去の事業の検証をして、見直すところはしっかり見直すというふうなことが明記してございますので、その辺をあわせてお尋ねをしたいと思いません。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、施政方針についてということでお答えをしたいと思いません。

地方創生対策につきましては、平成27年度に吉賀町人口ビジョン、それから総合戦略を策定いたしましたして、基本理念の実現に向けてさまざまな事業をこれまで展開してまいりました。5カ年間の計画でありまして、いよいよ来年度は最終年度ということになるわけでございます。

人口ビジョンに示す目標を達成するために、これまで4年間、子どもを育み子どもとともに発展するまちを目指して、この基本理念のもとに4つの基本目標を軸に施策を展開してきたところで、施政方針でも述べております、先ほど御紹介もございましたが、来年度、平成31年度の当初予算におきましては、総額で6億5,300万円の地方創生関連の予算を計上したところでございます。

一方、成果についてでございます。転入が転出を上回る社会増の状態が見受けられるということ、それから、ややばらつきはございますが、出生数が増加傾向にあるということは、総合戦略を策定する以前から本町が取り組んでまいりました子育て支援策、少子化対策の相乗効果によりまして、結果として人口減少にいくらかの歯どめがかかっているというふうに認識をしております。

また、人口ビジョンによる目標人口を定めているわけでございますが、最新の人口動態を見てもおおむね目標どおり、むしろそれ以上に推移しているというふうに分析を私はしております。

それから、イノベーションについてでございます。具体的な事業ではございませんが、施政方針の中で、まちを一つにをスローガンに掲げまして、テーマであります住民目線のまちづくりを実現するために、3つのよしの吉賀町を目指していくことをまちづくりの基本姿勢として継続性を意識しながらも、果敢に行政執行に邁進してまいりたいというような決意を述べさせていただいたところでございます。

実行した施策の中には、成果が形となってあらわれるには、少し時間を要するものもございまして、そのときどきで重要な課題や問題に対応してきましたし、評価を行いながら、必要に応じて見直しを行い、真に住民生活やまちの活性化につながる施策を展開する必要があると考えてお

ります。

人口に限定をして、先ほどいくらかの成果があったというふうなことで申し上げましたが、具体的な指標でちょっと申し上げたいと思いますけど、御案内のとおり、人口ビジョンを策定をさせていただいて、2060年、平成72年に、平成27年当時の人口をどうにか国の創生対策本部が設定をした2,000数百人ではなくて、4,437人まで持っていこうと、とどめようというような目標を立てて取り組んでまいりました。その指標は合計特殊出生率であったり社会増であったと思います。

そういったところで申し上げますと、総合戦略の実績ということで申し上げます。当然、総合戦略は平成27年度から平成31年度まで5年間、まだ30年度の半ばでございます。29年度の実績ということで申し上げたいと思います。これは、昨年10月の全員協議会でも御紹介をさせていただきましたが、まず合計特殊出生率で申し上げますと、0.0166ずつ上昇していきましよう、こういう目標でございました。総合戦略に入る前年の平成26年度で申し上げますと、これは1.83でございます、これが平成29年におきましては1.95、ポイントで申し上げますと0.12ポイント上昇をいたしました。それから出生数、これ本当は出生率なんですけど、なかなか分母が小さいので実数で申し上げるしかないんですけど、出生数で申し上げますと、平成26年が32人、それから平成29年にはそれが49人、統計の取り方によって50人ということもありますけど、49人ということで、これがプラス17、それから社会増減、これは人口ビジョンの目標は0.4、毎年0.4人ずつ社会増にしていましよう、こういうことでございました。平成26年が社会増が8、対しまして29年は22人ということで、プラス14人ということです。

それから、自然増減、出生と亡くなられたこの数なんですけど、これにつきましては当然マイナスでございますけど、平成26年ではマイナスの93人、これは平成29年にはマイナスの75人ということでプラス18人に今持ち直したと、こういうふうに見ていただきたいと思っています。

それがとりわけ島根県が先導して、旗振りをやりまして、吉賀町も頑張っていますけど、高校生のしまね留学、これもやはり重要なポイントということで吉賀町は捉えておりまして、吉賀高校の入学者数で申し上げますと、平成26年には27人、これが平成30年には競争率が1.0少し超えたということで申し上げましたが、40人、こういった状況です。

その内訳で言いますと、町外県内のそのうちの入学生は10人、そして県外に限定すると7人ということでございまして、これは決していいところだけ申し上げたのではなくて、総合戦略の中にある、いわゆる目標数値に対して計画に入る前と29年がどうであったかというような指標でございます。当然、間もなくすると今年度末の集計ができますので、また何かの段階で御紹介

もさせていただきたいと思いますが、申し上げましたように、人口減少率、どうにか当初予定しておいた、本当に危惧するような状況から少し上向きになっているという状況の中で、人口減少率が若干緩やかになって、成果を少しではございますが、上げているということを申し添えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 社会増、出生率ともども、人口減少に歯どめがかかり、緩やかな減少率で目標に向かって推移をして、成果があったというふうに、その件につきましては、たまたまといいますか、少子化対策をしたこととかいろんなこと、いろんな条件反射というのがあるんであろうというふうに思います。当然、施策の問題もありますけども、それと、一つは、反対に言えば、じゃあ町のいろんな労働者という、働く、現場で言いますと、どれだけ元気率とっていいんですかね、そういうものが人口の比率から言ったら高校とか何とかふえてきています。それじゃあ町のどれだけの活力が出て、収入増とかそういうことにつながったというようなケースといったらおかしい言い方かもしれませんが、これだと言えるようなことが町長おありですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） その前にちょっと先ほど私が答弁した内容で少し誤りがあっております。社会増0.4というふうに申し上げたようでございます。10.4の間違いでございます。大変失礼いたしました。

それから、今御質問がございました。町内の企業とかそれから収益の問題がどうなのかということでございます。経済情勢を見るとこれはいずれの企業さんも本当に苦労されていらっしゃるというのは、重々承知をしております。商工会のほうからもそんな御報告もいただきますし、いろいろなところに私が出かけて意見交換をする中でも、そうしたお声は聞いているところでございます。

これにつきましては、また、実際どのぐらいそれじゃあ収益が落ちたかというのはちょっと私承知をしておりませんが、上向きに向けた対策、商工対策につきましては、しっかりこれからも手立てを打っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 何か時計がありますと時間がものすごい押してくるような気がしてあれなんです、まあ要するに、そのことはこれからも努力をするという反省に立ってしながらやっていくという姿勢は当然あるんだろうと思いますが、私は、ひとつやはり何ていう、稼ぐ自治体というふうなことも考えていかないと、交付税が減少していく、傾斜配分が減少する、そうした中で、公共事業でいいますと、県下の、先ほど言ったように4,687億の中の17%か18%が今年度は公共事業費も多くみてみると、1.7%がふえておるといような新聞記事が

ありましたが、それはそれとして、ここに傾斜配分されることはわずかであろうというふうなこともあります。

それは土建業者に特化しての話なんですけども、そういったところで、やはり稼ぐ自治体というのは、ふるさと納税も一つの稼ぐ方法かもしれませんし、あるいは農家所得が上がる、普通の労働者の賃金が上がるということをするのも、やはり町の活力、持続力、底力というものが起きてきますので、その辺で、やはりセルフマネジメントというものの強化、企画構想力というものと人間力というか、これ男女問わず職員さんでいえば資格取得などのスキルアップはもちろんのことなんですけども、こういったことは結果が全てということもありますけども、やはりこういった厳しい財政の中で、いろんな諸般の問題が起きてくる。もう想定外のことが起きて、実際ありますよね。

そういったところで、やはり職員のスキルアップというのはすごく大事だと思うんですよ。そうしたことが、職員のそういうことの提案制度を設けてほしいなどは私も思っています。その提案が全ていいとはそれは言い難いかもしれませんが、なぜそういうことを言うかといいますと、北海道の、これよそのことを言ってもしょうがないことですが、北海道の東川町というところが8,200人の自治体なんですよね。そこが公立の、先ほども出ていましたが、日本語学校を開設しまして留学生が300人入ってきたと。学費を半分助成をして、その教師は、その地域の定年された教師を任用して、そういう日本語学校をやつとると。そして、ふるさと納税を活用して、その返礼に株主カードというのをつくっているんだそうですが、1万円以上は6年間無料で通用して、あらゆる施設、町内施設を利用できるというふうなもので、非常にそのことが功を奏して、寒い北海道であっても旅行客が増加して、年間の売り上げが3億円以上の売り上げ増があったという結果が出て、それにもって行って、そこが非常に暮らしやすいということで、600人移住者がふえたというふうなことが、この前の3月10日の午後のテレビ、何チャンネルだったかは覚えんですが、稼ぐ町という番組で見たんですけども、そこにはほかのいろんなこともやってましたけど、そこではこの東川町というところは町長さんが出られて、これ職員のアイデアでやったんだと。そういうことが、私も初めはどうかなと思ったんですけど、やってみたら非常に成果があって、職員の言うことを吸い上げちゃってよかったというコメントをしていましたけども、同時にここの、吉賀町だっているような職員の方がおられて能力者がいらっしゃる。そうした、やはりこの町を一緒に成長させようという気持ちはどなたも一緒だと思うんですよ。そうしたところで、やはりそういう提案、制度までつくるんがどうかとは思いますが、そういうことを、ある意味、やはり町長、トップの方ですからそういうところもなるほどなというようなアイデアというのをくみ上げて、ものはためしてやってみないことには、やってみないで結果を見てこの机上の空論で終わるのか、実際にやってみて、それがどうだったのかという、その

検証が必要なんですよ。

そういうところで、私は職員の提案制度というのを設けてするというふうなことも考えていた
だきたいと思いますが、いまだかつて、庁議で、あるいは職員の方から、町長こういうふうなこ
とをしませんかというようなことはなかったんですか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 稼ぐ自治体のお話で、これは自治体が稼ぐという答えになるか、当然町
ににぎわいがあるとか、それから活力あるという御意見だろうと思います。先進事例ということ
で東川のお話がございます。私はテレビでなく雑誌でそれは拝見をさせていただきました。数百人
の移住者がふえたというような記事を目にさせていただいたことがあります。

ということで、素晴らしい先進の自治体の御紹介の後で大変言いにくいんですが、実は吉賀町
にも職員の提案制度はあるわけです、制度として。なかなかその提案制度の活用というのは余り
なかったんですが、ここ数年、本当小さいことなんですが、各職員、それから各原課のほうから
少しずつこの提案制度が上がっておりまして、それを庁議に持ち寄って、それに対してやっぱり
実際にやってみようと、こんなことも今試みているわけでございます。

東川がその職員の提案で町長がよしとしてやって大成功ということで、そんな事例をいただく
と何とも私の町でやっている提案制度はいかがなものかなということがございますが、決して大
きな成果を上げるばかりでなくて、日常のその業務の中で成果が少しずつ出ればそれはそれでい
いわけでございますので、これは現状ある提案制度をしっかりとまだまだ活用させていかなければ
ならないというふうに思っております。

それから、施政方針のお話があって、消化型の予算と言うことでちょっと残念なんですけど、
私にとってみると。いくらかやっぱりこれまで所信表明で就任したときに申し上げたものを、本
当に事務方のほうで頑張ってもらって、少しずつ積み上げていただいて、いよいよ地域商社の
ことが少しずつ動き出す。それから、公民館といわゆるその自治会のあり方についても少しずつ
考えがまとまりつつある。それから、地域公共交通についてもいくらか動きが始まっているとい
うことで、歩の歩みは本当遅いのかもわかりませんが、少しずつその形にさせていただいて、
当初予算でも関連する予算を上げさせていただいています。

施政方針の冒頭にも、これは国のお話の中でイノベーションという言葉を使わせていただき、
このイノベーションにはいろいろ意味があると思うんですけど、私は広い意味でやはり変革だど
いうふうに考えております。今回のこの施政方針の中でも、一度にその変革、イノベーションと
いうようなことにやっぱりならない、31年度、1年でやるということには、これは当然ならな
いんですけど、それに向けて、特にその経済の好循環ということでいうとどうかという、そう
いう視点で聞いていただきたいんですけど、私はやっぱり町のにぎわいとか活力を取り戻すとい

うことでいうと、あえてということと言うと5つほど申し上げたいと思うんです。

1つは、先ほど言いました公共交通、本当に高齢者の方を初めせつかくバスがあるのに使い勝手が悪かったり、医療機関に行きたい、福祉施設に行きたいけど本当動けないというような御不便さがあると。そこをどうにかできないかということで、今あり方を検討させていただいて、施策をもう一回再編しようということにしています。

やはり、住民の方がそうした交通、地域交通ですね、使って動くことになると、やはり町内に経済動きますので、これはやっぱり重要な部分だろうと思います。

それから、もう少し今度は広げて、2つ目は、以前議員さんからも御提案をいただきましたけど、広域での益田岩国道路の関係、これもやはり言い続けますと、事務方のほうがしっかり動いていただいています、今管内の津和野町であったり益田市の職員と吉賀町の職員とで一緒に検討会、調整会議をしていただいています。津和野町、あるいは益田市の首長の方にもお話をさせていただいて、一定の御理解はいただいているところでございますので、これは施政方針の中でも書きましたけれども、来年度ぐらいからは岩国市であったり187号線の沿線の住民の方、いろんなところへ今度は働きかけをさせていただく、言い出しは私でございますので、これは当然、吉賀町の首長としてしっかり汗をかかなければいけないと、そうしたことによって、山陰と瀬戸内を結ぶ縦のラインをしっかり、やっぱり動かして、経済を動かすということが必要であろうと思います。

それから、3つ目は、先ほどちょっと2番議員の一般質問でありましたが、外国人対策です。町内に6,300人の人口のうち2.1%、百四、五十の方がいらっしゃるということは、これはやはり大きな強みだと思います。従業員の確保もさることながら、経済の面から言っても、これは本当に大きな要因だと思いますので、これはやはり町内の商店街の皆さんとどういったインセンティブをつけてやっぱり商品の拡大に持っていくのか、こういったことも非常に重要な部分であろうと思います。

それから、4つ目でいいますと、あとはブランド化の話です。ああして、ロゴマークもつくらせていただいたり、キャッチコピーもつくらせていただいた、もう数社といえますか、数団体からそのロゴマーク、キャッチコピーを使わせていただきたいということで、今申請もどんどん出ていますし、それから、先日は米のブランド化の関係で、「米とすむ町吉賀町」ということで、新しいロゴマークも作成をさせていただくということで発表させていただきました。

質疑の中で、商標登録の話もございましたが、そのときに早速調査をさせていただきますということでお話をしました。どうも調べてみますと、やはり、商標登録という観点ではなくて、著作権という観点から規制が効くようですので、そうしたところから使い方はしっかり検討させていただきながら、せつかくつくった、高校生が特につくっていただいたわけですから、これをし

っかり活用させていただいて、町の活性化に向けて、ブランド化に向けて頑張っていきたいと思
います。

おのずとその地域商社のあり方も問われてきます。これは、来年度から準備してつくりま
すので、吉賀町の情報発信を含めて頑張っていきたいと思います。

最後、5つ目は、以前から河村由美子議員、言われているように山です。林業振興対策、これ
はやはり重要だろうと思えます。ああして、以前御紹介したと思えますが、20数年前に島根県
内の自治体の首長さんが提案をされたのがいよいよ花咲いて、森林環境譲与税ということで来年
度から運用されます。

法の改正等が行われて新たな森林管理システムという、これは当然、民有林の話なんですけど、
やはりそこをしっかりと管理をさせていただいて、適正な管理をして、担い手とか後継者を育成し
ながら、路網のこともありますし、生かされる山にしていこうということですから、これやはり
経済の循環という意味でも重要な部分だろうと思っています。

今、申し上げました5つのことが主だったことではないかというふうに、私は思っています。
それで全てイノベーションできるかという、決してそうではないです。ほかのこともしっかり
やらないといけませんけど、特にということで申し上げると、今のような御紹介をさせていた
きました。あとはそれによって、結果を出せる、結果を出す、これが行政の仕事だというふう
に承知しております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長が施政方針について中身がこうだということはちょっとあれ
だという返答もありましたが、いわゆる公共交通にせよ、広域道路にせよ、外国人対応にせよ、
ブランド化にせよ、林業振興にせよ、これは歴年の課題と現在進行形もありますけども、全てに
おいて、やはり地域の皆様がそういうことで元気になられて、利便性が高くなって住んでよかつ
た吉賀町ということを前提にやるわけですから、それはそれでいいと思えますよ。

だけど、予算のこの配分について、これが投資に対する費用対効果ですね、その辺の検証して
新しいイノベーションということを、私は申し上げたいということです。

そのことについては、余り時間をとりますと1時間の持ち時間しかありませんし、ということ
を申し上げて、第2問目に行かせていただきたいんですけども、六日市学園からの支援要請につ
いてという通告をしました。これ7日に受付があつて午前中ということでございましたからその
ようにしたわけなんですけれども、一応、この質問どおりをちょっと読み上げさせていただきます
が、六日市学園の入学生の減少に伴いまして、運営危機に陥っている現状ですね、当然運営側
の経営責任、改革改善も問われるわけではありますけども、やはり六日市という立地要件ですね。
そういう立地に伴うといえますか、環境もそうなんですけども、山と川と畑が多いというような

ところで、町場とは違うし、町場にはいっぱいこういった学校が、岩国にも大きい学校ができておりますので、そういった立地に伴う条件反射といえいい方があれかもしれませんが、そういったこととか社会的背景にやむを得ない事態が起きてきたのではないかなど、私は思っております。

六日市病院も、学園もですね、一蓮托生そういったことで、病院を存続するためには、やはり学園存続も必須な条件ということであろうと思います。

それかといって、ただ単に一時金を支援するのみでは、お互いが未来永劫的に考えると、それを永続するということは非常に厳しい状況にあります。ただいま高齢化比率が大変高うございまして、四十六、七、八%ぐらいが高齢化が進んでおる当町でありますけども、そういった住民の命を守る立場において、また今後、こういう事態が起きたことをどうかかわっていくべきなのかなというふうに思っているときに、先日、全協で説明されましたように、一応、国県の支援がないから現時点ではできないと。ですけども、31年度に外国人の生徒さんが確か35人入ってこられるというふうに聞いたような気もするんですが、その10人のうちが六日市病院、あとの25人はどここの病院のひも付きちゃあれなんですけども、そこそこ行くような体制で、そのぐらい来られるというような情報も聞いたんですけども、そういったことで、非常に日本語の通訳というのが問題になってくると思うんですけども、先ほどの2番議員の質問のときでも通訳はこういう業種にかかわらず、そういう県の補助の有効活用できそうなんがあるというようなことができて、予算措置が可能であろうということもありましたが、そういったことがあるにせよないにせよ、町長のほうではそういうものを、かかわる人材支援をするというふうなことがありまして、要するにそういうことがあって、全協の後、それでこの前、3月6日ですか、学園の卒業式がございましたが、その後ここでもまたそういう話を聞いたときに、世間には新聞報道が三者三様と申しますか、大ざっぱには、大枠は間違っておりませんが、少しは違った報道があったりして、いろんな町民も困惑し、あらどうなのって、病院はどうなのっていう中で、つい最近になりまして、病院側から予約しておった患者さんが、来月の何日の予約の患者さん、大変申しわけないんですが、主治医といいましょうか、担当医がかわりますからといって、それぞれのお宅へ予約診療の方が電話を受けたということをも、電話を何カ所か、何人かもらったんですよ。そういうことが、いろんな何というか、医療不安というのが起きて、どんどん起きてくるのではないかなというふうに思っておりますが、まず私が問題にしなければいけないということ、病院の評議員というのに課長が入っておられますよね。その評議委員会というのが年間何回あるんかは、定期的に1カ月に1回とか2回とか知りませんが、必ず課長さんは出ておられるわけですよ。そうすると、例えば、学園の情勢であったり病院のということは、いろいろ資料ももらったり協議をしたものを持ち帰って、いちいち、逐一ですね、町長にお伝えするんであろうと

私は思っております。

そうした中で、先般11月の26日にそうしたことをしながらの中で、要請書が出ましたよね。そして、議会のほうにも学園の方が、副校長であつたり事務方の方が来られて説明を受けたりしましたよね。そのときに私も質問したのを覚えていると思いますが、こういった学園とか何と云うの、財政支援についてただいま国県の制度、補助制度とか支援制度がありますかと、課長さんに私聞いたの、議事録もありますが、いまだ現在のところはありません。今後については、このあれに出たように、近隣町村と連携しながらそういう支援を構築していきたいというふうなことは、学園側にお伝えしたことも新聞紙上に出たこともおっしゃられたことも、まずそのとおりだと思います。

ただ、そうした中で、その要請書を見ますと、一番最後のところの辺に書いてありましたよね、国県の制度があるならばじゃない、何だ、私が原本を持ってきていませんからあれですが、そういう支援があればそれを支援してほしいというような要請書の最後に文面がありますよね。そういうことを私が出されたということは、その場に居合わせた人も多く、現在、国県の支援策はないですよと言ったにかかわらず、そういうことが出た。それは出たのはいいと思うんですよ。

いいけども、そういうことも町長も知っておられた、執行部が知っておられた、各協議を何度かされてやったわけですから、そのあれでしょう。いろんなことを協議して支援するなら制度がないんだから単独では無理だよということで学園側に2月の22日に課長のほうから副校長のほうへお伝えにいったということでしょう。

そういうことが私はちょっと腑に落ちない面々があるんですが、一体全体として、総じて申し上げれば、いわゆるそのことを受けて、もう来年からの募集はやめますよ、ただし3年間は重富グループといいますか、責任を持って運営して卒園まではしますと。そのことと連動して、もう4月の月からは重富夫婦の医師はもう引き上げます。引き上げますいうたらあれですが、常勤を引き上げると。そうしたことによって、医師が常勤8名、六日市病院、今おられると思うんですけどね。それが8人が6人になったときに、実際に緊急病院ということになっているのが、実際にそういう役目が果たしていかれるもんかどうかなと、私はそういうのは専門ではありませんからわかりませんが、そういう問題が起きてきたりするんじゃないかなと思います。

そういったところで、いろんなことを踏まえた上で、もう一つ大事なことがあるんですよ。そういった評議員の会議に行つて逐一報告をする、そして町長はそのことを掌握、把握されておられると。そのことによって、この文面書、要請書が出たというときに、やはり相手は学園理事長重富亮、石州会代表重富亮で連名でしたね。そして、町に出されたというときに、協議をやったというのは聞きましたが、町長自身がどう受けとめられて、トップ会談、重富氏とさしの話とか、胸襟を開いた話し合いというものを、どういうことであろうか、どうしてこうするという

ようなことを、一度なりとされたのかしなかったのか、する気があったのかなかったのかというところを、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず六日市学園からの要請についてということ、通告の内容についてお答えをしたいと思います。

六日市学園からの要請書提出の経過、それから町の対応につきましては、先般2月の27日の全員協議会で説明したとおりでございます。その中で六日市学園が外国人留学生受け入れに当たっての日本語教育確保等への支援につきまして、平成31年度中に制度化し、実施するよう準備を進めてまいりたいと思います。

3月8日に六日市学園の担当者に再度聞き取りを行いました。全協で説明した内容からの進展はないようでございます。

六日市学園が予定されている日本語学習の内容は言葉、生活、習慣等についての授業と、介護、医療等専門用語についての授業の2つがあります。言語、生活、習慣等の授業については週に3日、早朝か放課後に課外授業として行い、講師は小学校、あるいは中学校教師のOBか日本語学校教師の派遣を検討しているようでございます。介護等専門用語の授業については具体的な内容の検討は進んでいないという状況のようでございます。

このため、御質問の日本語学習に対応する職員数、その人件費につきましては、現段階におきましては学園から示されておりませんので、現時点ではお答えすることができませんが、今後も学園と連絡をとりながら具体的な内容が明らかになり次第、効果的な支援について31年度中の制度設計に向けて支援をしていくということでございます。これは、回答させていただいた内容のとおりでございます。

それから、仮にそうしたことをやっていきますと、当然財源が必要になってまいります。当面はそういった制度がないわけでございますから、一般財源として単独の吉賀町の財源として実施をする計画でございますが、これは人材確保への対策強化という観点からいいましても、やはり国、あるいは島根県に対して財政支援の制度化を行うように、これは吉賀町に限らず、近隣の自治体、県内の自治体、市町村と連携をとりながら要望等をしていきたいというふうに思っております。

それから、2月の22日にこれまで役場のほうで検討した内容をいきなりというのはいかがなものかということで、事務方のほうで学園様のほうへお伝えをさせていただいた。そこからがスタートでございました。それで、その中で、全員協議会で御説明したような、主に3点についての御説明をさせていただいたということでございます。

今回、財政支援の問題につきましては、当然要望書に活字としてありますように、国県等の制

度を活用した公的支援ということでございますから、国あるいは島根県で財政支援の制度がまずベースラインであれば、その上乗せ部分として吉賀町の財政支援をしていただきたいと、こういった要望でございます。まさに書いてあるとおりなんです、そこを検討させていただきたいということで、島根県のほうから私学助成ということで、確か1,400万円ぐらい六日市学園様のほうへ助成金、補助金が入っていると思いますが、それとは別に、いったん吉賀町に入って補助金が、それにプラスアルファを吉賀町のほうでして、それを学園様のほうへ補助金として出す。こういった財政支援のお願いであったように、我々は理解をしております。

ですから、方法とすれば、今、六日市病院様のほうへ交付税の上乗せで単年度で5,000万円の設備更新のものを上乗せして1年間で1億9,000万円ぐらい補助金を出させていただきますが、いわゆるそういった制度設計の要望であったというふうに理解をしております。

ですから、現状においては国県のベースラインがない中でございますので、そういった活用につきましても困難ですよというお答えをさせていただいたということです。

それから、当然そうした制度は必要というふうに我々も思っておりますから、国県のほうへそうした創設について、制度の創設については要望活動をしていきたいと、こういうことでございます。

それから3点目はお話がありました。外国人の日本語教育の支援、これは先ほど答弁いたしましたように、これから学園さんのほうと、もう当然4月になったら新しい入学生が入られて授業が始まるわけですから、おのずと形が決まってくると思います。それを見させていただいて、どうした方法で支援ができるかということを検討させていただきたいということでございます。

それから、最後のところで理事長との1対1のお話があったかどうか。それは実はまさに私の気持ちといたしましては、直接理事長のほうへお伝えをさせていただきたいということで、本部のほうへ出向きますというようなこともお伝えさせていただきました。ところが、もう直近のところ、3月6日に学園の卒業式があるということで、そちらでお会いをしましょうということで、会談を設定をさせていただきまして、その席上でこちらがお伝えする中で報告をさせていただいたような学園のこと、そして六日市病院の状況について、これからのあり方についての御報告が理事長様のほうからあったということでございます。

それから、最近の情報ということでお伝えをしておきたいと思いますが、実は、きのうも議会が終わりますと、六日市病院の谷浦院長がおいでをいただいております。病院としての対応ということで御報告がございました。これは、アナウンスしても結構ですよということで、きのうお話がございましたのでお伝えをさせていただきますが、病院のほうもそうした事態になったわけでございます。やはり、地域の医療、福祉を守らなければならないということで、谷浦院長、本当に一生懸命になって今対応をいただいております。

当然、石州会六日市病院の存続が重要と考えておりました、現行の病院機能を維持をしていくというような御発言がございました。ただ、そのためには、医師をどうにかして確保しなければならない、これが一番大きな問題でございます。

院長のほうからお話ございましたのは、ことしの4月からの対策ということで4点ございました。1つは当直医、この確保です。これにつきましては、まず益田日赤から医師の派遣をしていただくということで、益田日赤の院長様のほうの内諾をいただいているということでございます。

それから、もう1つは、島根大学からの医師派遣の回数をふやしていただく、これにつきましても、今島大のほうは要請済みというふう聞いております。

それから、外来の対応です。これにつきましては、谷浦院長様の同期の医師が、これ内科医でございますが、いらっしゃるということでございまして、どうにか週2日程度の支援なら対応できるというような申し出があったということでございます。ということで、まず当直医と外来の対応につきましては、今申し上げた内容でどうにか、いわゆる確保が現状の維持ができそうかどうかということでございます。

あとは入院の対応、これは現在いらっしゃる医師のほうでシフトの組みかえ等によって対応させていただくということ。

そうは言いましても、常勤の医師が最終的には要るわけでございますから、これにつきましては、特に島根大学のほうへ医学部附属病院のほうへ要請していくということで、これも緊急のお話でございますが、あす実は谷浦院長が島根大学のほうへ出かけて行くということでございます。私もあすは松江でちょうど、公務、会議が入っておりますので、それが終わってから、谷浦院長と現地で合流をさせていただいて、島根大学の外科部長のほうへ面会をするという予定にさせていただきました。

ということでございまして、六日市病院さんのほうも、こうした事態になっておるわけでございますが、谷浦院長初め、スタッフの皆さん、本当全員でどうにか現状の体制を確保して、皆さんに御迷惑かからないようにということで頑張っていらっしゃいます。我々として、行政としてできることにつきましては、しっかりまた汗をかかせていただこうと思います。まず、あすそういった動きもありますし、それから、3月の28日ですか、これはまたこちらのほうでアポイント取らせていただいて、今回の事態にかかわります現状の報告と、もう1つは、先ほど言いました制度の設計の問題、それから緊急性のあるのは、医師確保でございますので、こうした柱について、3月28日に、午後でございますが、島根県知事、副知事、それから石見担当の顧問、それから関係部局の部長さん等にお会いをさせていただいて、状況の報告と要請をさせていただくということで、まず動きを初めていただきたいと思っております。

気持ち的にはすぐ動きたいんですが、3月の定例会がございまして、それが終わってから、

向こうへ行こうという人も現実おきています。本当一握りの氷山の一角かもしれませんが、職員の方も益田に住宅つくった方もおられますよね。そういったぐあいで、こんなとこ望みがないわというようなことになれば、何ぼいい施策を71億円のぐるぐる回したって、こんな町住まれんわということに、子ども産んでも病院が近くにない、老人ホームがあっても近くに病院があるからセットになるというところで安心して、益田からでも六日市病院があるからホームへ入れましようというなことも、社協も影響してくる。ひいては一蓮托生です。全部がそういうことになる可能性が含んでおるということを、町長重々わかってはおる、私が言うまでもなく、わかってはおられるとは思いますが、その辺でしっかりと県とか、今度3月28日に行かれるということですが、しっかり運動展開と、ある程度は自腹を切って、未来永劫ということにはなりませんから、その辺も血税を有効利用するという、やっぱり気も、英断をせんにやいけんと思っておりますので、その辺についてどうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 本当、六日市学園、六日市病院に限らず、本当いろいろな課題が今あるわけでございますから、どこどこで特化ということには当然なりません。やはり広く浅くということ、また言葉語弊がありますので、そういった言い方は避けたいと思いますが、やはり本当に皆さんが安心して暮らせる、この町で吉賀町に育ってよかった、生活してよかったというふうに、本当に感じていただけるようなことをやっていかなければならないと思います。

今回、本当に、ことし実際は昨年11月ぐらいから今回の学園、病院の問題は要望書から始まったわけでございますが、この2月末から3月の初めのところで大きな動きがございました。

先ほどスケジュールのほう申し上げましたけど、今我々にできること、これをしっかりやっていかなければならないと思います。まずは、医師の確保をするということが先決だと思っておりますので、そこに向けて、六日市病院さんとしっかり連携をして、要望活動なり要請活動なりをして、足を運んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 厳しい身銭を切って、義務を背負って主張もするということを前提に、町長、せつかくお若いんですから、頑張って六千何がしの町民の命を守ることは、絶対火を消さないでやってほしいということをお願いではありませんが頑張ってくださいませ。そうしないと、我々も議員も何しよったんじやろうかというようなこともあります。実際に我々ももうええ年齢ですから、いずれお世話になる日が近うございますので、身近に感じておるところでございますので、ということをお願い添えまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問が終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、これで散会とします。御苦勞でございました。

午後 3 時19分散会
